

浜松市斎場再整備事業

浜松斎場 編

要 求 水 準 書 (案)

令和5年(2023年)2月3日

浜松市

目次

第1章 総則.....	1
1 本書の位置付け.....	1
2 事業の目的.....	1
3 基本方針（共通）.....	1
4 事業概要.....	3
5 適用法令・基準.....	6
6 要求水準の変更.....	9
7 燃料備蓄、災害時の対応.....	10
8 光熱水費の負担について.....	11
9 本要求水準書に記載のない事項.....	11
第2章 施設整備発注業務要求水準.....	12
1 事業者の業務範囲.....	12
2 基本要件.....	12
3 敷地整備要件.....	14
4 周辺環境要件.....	16
5 建築施設整備要件.....	16
6 施設構成及び諸室要件.....	18
7 建築付帯設備要件.....	23
8 火葬炉設備要件.....	28
9 運営支援システム整備要件.....	43
10 事前調査発注業務.....	44
11 設計発注業務.....	44
12 建設工事発注業務.....	47
13 備品等整備発注業務.....	51
14 工事監理発注業務.....	52
15 環境保全対策発注業務.....	52
16 所有権移転発注業務.....	53
17 各種申請等発注業務.....	54
18 稼働準備発注業務.....	54
19 その他施設整備上必要な業務.....	54
第3章 既存施設解体撤去発注業務要求水準.....	55
1 事業者の業務範囲.....	55
2 基本要件.....	55
3 既存施設の解体設計発注業務.....	56
4 既存施設の解体撤去発注業務.....	57
5 廃棄物の処分発注業務.....	57
6 跡地整備発注業務.....	57
第4章 維持管理業務要求水準（新斎場建設工事中）.....	58
1 事業者の業務範囲.....	58

2	基本要件	58
3	建築物・外構保守管理業務（既存火葬棟のみ）	63
4	建築設備保守管理業務（既存火葬棟のみ）	64
5	火葬炉保守管理業務（既存火葬棟のみ）	64
6	清掃業務	65
7	植栽維持管理業務	66
8	警備業務	66
9	環境衛生管理業務（既存火葬棟のみ）	67
10	備品等管理業務	67
11	残骨灰及び集じん灰の管理業務（既存火葬棟のみ）	68
12	既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務	68
13	その他維持管理上必要な業務	68
第5章 維持管理業務要求水準（新斎場供用開始後）		69
1	事業者の業務範囲	69
2	基本要件	69
3	建築物・外構保守管理業務	74
4	建築設備保守管理業務	75
5	火葬炉保守管理業務	76
6	清掃業務	77
7	植栽維持管理業務	77
8	警備業務	77
9	環境衛生管理業務	78
10	備品等管理業務	78
11	残骨灰及び集じん灰の管理業務	79
12	事業期間終了時の引継ぎ業務	79
13	その他維持管理上必要な業務	81
第6章 運営業務要求水準（新斎場建設工事中）		82
1	事業者の業務範囲	82
2	基本要件	82
3	施設の運営概要	84
4	予約受付業務	85
5	利用者受付業務	85
6	火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）	85
7	火葬炉運転業務	86
8	動物・胞衣等火葬業務	87
9	臨時待合棟関連業務	87
10	使用料収納代行業務	87
11	既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務	88
12	その他運営上必要な業務	88
第7章 運営業務要求水準（新斎場供用開始後）		90
1	事業者の業務範囲	90
2	基本要件	90

3	施設の運営概要	92
4	予約受付業務	93
5	利用者受付業務	93
6	火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）	93
7	火葬炉運転業務	94
8	動物・胞衣等火葬業務	95
9	待合室関連業務	95
10	使用料収納代行業務	95
11	事業期間終了時の引継ぎ業務	95
12	その他運営上必要な業務	96

○ 別紙一覧

資料番号	資料名称
別紙 1	臨時待合棟等の位置図
別紙 2	浜松斎場再整備にかかる市民 WS の意見まとめ
別紙 3	想定火葬件数
別紙 4	測量図
別紙 5	地質調査結果
別紙 6	周辺インフラ整備現況図
別紙 7	工事期間中における自家用車、マイクロバス、霊柩車の経路
別紙 8	既存擁壁の撤去箇所
別紙 9	中沢子どもの森の安全対策措置の対象箇所
別紙 10	サニタリーボックスの設置指針
別紙 11	既存施設平面図
別紙 12	浜松斎場 PCB 含有調査結果
別紙 13	浜松斎場アスベスト含有調査結果
別紙 14	臨時待合棟の待合室配置案
別紙 15	過去 5 年分の火葬件数及び燃料等使用量
別紙 16	既存設備の概要

第1章 総則

1 本書の位置付け

本書は、浜松市（以下、「市」という。）が、「浜松市斎場再整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり、入札参加者を対象に公表する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において市が要求する施設整備水準及びサービス水準（以下、「要求水準」という。）を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

入札参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、市は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、事業契約に基づき措置するものとする。

2 事業の目的

市では将来の火葬需要に対応した火葬場の施設数及び規模の整理を行うため、「浜松市斎場再編・整備方針」を平成28年(2016年)2月に策定した。この整備方針に則り、現有施設の有効活用を念頭に置きつつ、施設の現状と市全体での将来的な火葬需要に合わせた施設整備を進めている。

本事業の対象となる浜松斎場は昭和47年(1972年)12月に供用開始し、火葬炉14基、動物炉2基が稼働しており、築50～51年が経過しているため、施設の老朽化が懸念される。

また、火葬炉を現在の14基から8基へ縮小再整備する方針である。

雄踏斎場は平成7年(1995年)に供用開始し、火葬炉3基、動物炉1基が稼働している。「浜松市斎場再編・整備方針」において必要火葬炉数は7基と見込んでいるため、4基の火葬炉の増設が必要となる。

本事業は、上記の背景から浜松斎場では斎場の建替え、雄踏斎場では施設の増設と2つの建設事業を事業者の民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して一括の事業とすることで、浜松斎場及び雄踏斎場の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、財政の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待している。

3 基本方針（共通）

本事業は、次の事項に基づいて浜松斎場、雄踏斎場の整備を行うこととする。

◎浜松市斎場再編・整備方針

1. 現有施設の有効活用

「浜松市資産経営推進方針」の取り組みの柱である「保有財産の最適化（縮減化）」、「保有財産の利活用」及び「活用財産の長寿命化」等の原則に基づき、利用可能な施設について、有効活用する。

2. 適正規模・適正配置

火葬体数の増加と施設の老朽化に対し、将来にわたって安定した火葬を執り行えるよう、対応可能な火葬施設が必要である。

広域な市域における適正配置として、大部分の市民が車による移動で概ね1時間以内の到達可能距離とする。

3. 時代の要請に対応した施設整備

令和22年(2040年)まで増加し続ける死亡者数に比例し、火葬件数も増加が見込まれるなか、大規模災害等の緊急時においても、滞りなく火葬が執り行えることが必要である。

なお、整備・改修にあたっては、体格向上に対応した火葬炉や周辺環境に配慮した環境汚染防止設備など時代の要請に応えた設備の導入が必要である。

○個別方針（浜松斎場・雄踏斎場）

- ① 人生の終焉の場に相応しい施設
（厳かで安らぎを感じられる空間づくり）
- ② 人に優しく利用しやすい施設
（格調と利便性の兼備、デジタル化の推進、ユニバーサルデザインや利用者動線の配慮）
- ③ 周辺環境、立地特性、自然環境に配慮した施設
（景観や環境との調和、周辺民家からの視線の配慮、地形状況の留意、ライフサイクルコストや地球環境負荷の低減）
- ④ 地域の火葬風習を包含する施設
（火葬風習や葬送行為に係る地域特性への配慮）

4 事業概要

(1) 事業名

浜松市斎場再整備事業

(2) 浜松斎場の事業の概要

浜松斎場（以下、「本施設」という。）は、新斎場の設計、建設、既存施設（既存斎場棟・既存火葬棟等）の解体及び撤去並びに跡地整備、維持管理及び運営を行う。

新斎場は、既存斎場棟の解体及び既存駐車場の撤去後、その跡地に、既存火葬棟の運営を維持しながら整備するため、新斎場建設工事中は、既存火葬棟と臨時待合棟※について維持管理及び運営を行う。なお、既存火葬棟は、新斎場の供用開始後に解体及び跡地整備を行う。

また、中沢子どもの森を含め、周辺住民の安全確保に必要な改修措置及び斎場利用者や地域住民の利便性、快適性等の向上や地域貢献に資する一体的な整備を行う。

※「臨時待合棟」とは、新斎場建設のために解体する既存斎場棟の代替として、市が借り上げる民間斎場施設であり、新斎場建設工事中に事業者が運営を行う施設をいう。（臨時待合棟については、「別紙1 臨時待合棟等の位置図」を参照のこと。）

(3) 浜松斎場の業務の範囲

ア 施設整備発注業務

- ・ 事前調査発注業務
- ・ 設計発注業務
- ・ 建設工事発注業務
- ・ 備品等整備発注業務
- ・ 工事監理発注業務
- ・ 環境保全対策発注業務
- ・ 所有権移転発注業務
- ・ 各種申請等発注業務
- ・ 稼働準備発注業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

イ 既存施設解体撤去発注業務

- ・ 既存施設の解体設計発注業務
- ・ 既存施設の解体撤去発注業務
- ・ 廃棄物の処分発注業務
- ・ 跡地整備発注業務

ウ 維持管理業務（新斎場建設工事中）

- ・ 建築物・外構保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 建築設備保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 火葬炉保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

エ 維持管理業務（新斎場供用開始後）

- ・ 建築物・外構保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・ 事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

オ 運営業務（新斎場建設工事中）

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・胞衣等火葬業務
- ・ 臨時待合棟関連業務
- ・ 使用料収納代行業務
- ・ 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・ その他運営上必要な業務

カ 運営業務（新斎場供用開始後）

- ・ 予約受付業務

- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務
- ・待合室関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

(4) 浜松斎場の事業スケジュール

本施設に係る事業スケジュールは、次により実施することを予定している。

時期（予定）	内容
令和5年（2023年）11月	基本協定の締結
令和5年（2023年）11月～ 令和6年（2024年）3月	契約交渉・事業契約の締結
令和6年（2024年）4月～ 令和7年（2025年）3月	住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、 建築確認申請、開発行為の許可申請等
令和6年（2024年）9月～ 令和7年（2025年）3月	浜松斎場既存斎場棟の解体
令和6年（2024年）11月	浜松斎場既存火葬棟・臨時待合棟の指定管理者の 指定に係る議決
令和7年（2025年）3月	浜松斎場既存火葬棟・臨時待合棟の指定管理業務 の引継ぎ
令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）9月	新浜松斎場の建設工事
令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）11月	浜松斎場既存火葬棟・臨時待合棟の指定管理
令和9年（2027年）10月～ 令和9年（2027年）11月	新浜松斎場の開業準備
令和9年（2027年）12月	新浜松斎場の供用開始
令和10年（2028年）1月～ 令和10年（2028年）6月	浜松斎場既存火葬棟の解体及び駐車場整備工事

令和24年（2042年）3月	新浜松斎場の維持管理・運営事業期間終了
----------------	---------------------

(5) 事業方式

PFI（BTO）方式

5 適用法令・基準

本事業を実施するにあたっては、次の法令等を遵守すること。

(1) 適用法令等

- ・地方自治法（昭和22年(1947年)4月17日法律第67号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年(1948年)5月31日法律第48号）
- ・消防法（昭和23年(1948年)7月24日法律第186号）
- ・建設業法（昭和24年(1949年)5月24日法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年(1950年)5月24日法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年(1968年)6月15日法律第100号）
- ・景観法（平成16年(2004年)6月18日法律第110号）
- ・環境基本法（平成5年(1993年)11月19日法律第91号）
- ・森林法（昭和26年(1951年)6月26日法律第249号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年(1961年)11月7日法律第191号）
- ・電気事業法（昭和39年(1964年)7月11日法律第170号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年(1997年)3月27日通商産業省令第52号）
- ・ガス事業法（昭和29年(1954年)3月31日法律第51号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年(1951年)12月6日法律第204号）
- ・下水道法（昭和33年(1958年)4月24日法律第79号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年(1970年)12月25日法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年(1968年)6月10日法律第97号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年(2002年)5月29日法律第53号）
- ・悪臭防止法（昭和46年(1971年)6月1日法律第91号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年(1999年)7月16日法律第105号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年(1970年)12月25日法律第137号)
- ・騒音規制法（昭和43年(1968年)6月10日法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年(1976年)6月10日法律第64号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年(1972年)6月8日法律第57号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年(2006年)6月21日法律第91号）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年(2000 年)5 月 31 日法律第 104 号)
- ・ 道路法（昭和 27 年(1952 年)6 月 10 日法律第 180 号)
- ・ 駐車場法（昭和 32 年(1957 年)5 月 16 日法律第 106 号)
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年(1949 年)6 月 3 日法律第 189 号)
- ・ 健康増進法（平成 14 年(2002 年)8 月 2 日法律第 103 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年(1979 年)6 月 22 日法律第 49 号)
- ・ 労働基準法（昭和 22 年(1947 年) 4 月 7 日法律第 49 号)
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年（1972 年） 6 月 8 日法律第 57 号)
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和 45 年(1970 年)4 月 14 日法律第 20 号)
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年(2015 年)7 月 8 日法律第 53 号)
- ・ 警備業法（昭和 47 年(1972 年)7 月 5 日法律第 117 号)
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年(1959 年)9 月 26 日政令第 306 号)
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和 23 年(1948 年)7 月 13 日厚生省令第 24 号)
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年(2000 年)3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申)
- ・ 最低賃金法（昭和 34 年(1959 年)4 月 15 日法律第 137 号)
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年(2000 年)5 月 8 日法律第 57 号)
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年(1969 年)7 月 1 日法律第 57 号)
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年(1950 年)5 月 30 日法律第 214 号)
- ・ 静岡県建築基準条例（昭和 48 年（1973 年） 3 月 23 日静岡県条例第 17 号)
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年（1995 年） 10 月 18 日静岡県条例第 47 号)
- ・ 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和 4 年(2022 年)3 月 29 日静岡県条例第 20 号)
- ・ 浜松市景観条例（平成 20 年(2008 年)12 月 11 日浜松市条例第 89 号)
- ・ 浜松市建築基準法施行細則（平成 6 年(1994 年)3 月 31 日浜松市規則第 16 号)
- ・ 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 14 年(2002 年)12 月 17 日浜松市条例第 102 号)
- ・ 浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例（平成 14 年（2002 年） 3 月 26 日浜松市条例第 36 号)

- ・浜松市墓園・墓地条例（昭和 57 年(1982 年)3 月 31 日浜松市条例第 20 号）
- ・浜松市墓園・墓地条例施行規則（昭和 57 年(1982 年)3 月 31 日浜松市規則第 21 号）
- ・浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 19 年(2007 年)6 月 29 日浜松市条例第 81 号）
- ・浜松市墓地、埋葬等に関する規則（平成 19 年(2007 年)6 月 29 日浜松市規則第 104 号）
- ・浜松市斎場条例（昭和 47 年(1972 年)9 月 30 日浜松市条例第 43 号）
- ・浜松市環境基本条例（平成 10 年(1998 年)9 月 30 日浜松市条例第 49 号）
- ・浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成 16 年(2004 年)3 月 23 日浜松市条例第 31 号）
- ・浜松市緑の保全及び育成条例（昭和 62 年(1987 年)3 月 31 日浜松市条例 14 号）
- ・浜松市ユニバーサルデザイン条例(平成 14 年(2002 年)12 月 17 日浜松市条例第 100 号)
- ・浜松市屋外広告物条例（平成 17 年(2005 年)6 月 1 日浜松市条例第 153 号）
- ・浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和 39 年(1964 年)3 月 30 日浜松市条例第 34 号）
- ・緑化に関する協議の手引き（平成 30 年(2018 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱（平成 9 年(1997 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市雨水浸透施設設置推進要綱（平成 18 年(2006 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成 12 年(2000 年)4 月 1 日制定)
- ・浜松市環境配慮指針に係る事業者への指導等に関する取扱い要綱（平成 27 年(2015 年)10 月 1 日施行）
- ・浜松市開発許可指導基準（平成元年(1989 年)7 月 1 日施行）
- ・浜松市公害未然防止指導要領（平成 26 年(2014 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市斎場再編・整備方針（平成 28 年(2016 年)2 月）
- ・浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針（令和 3 年（2021 年）4 月）
- ・その他、施設の設計、建設、維持管理及び運営に関する関係法令等

(2) 設計基準、仕様書等

ア 国土交通省（又は建設省）大臣官房官庁営繕部監修、（一社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準

- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 工事写真撮影ガイドブック
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 土木工事共通仕様書

イ その他の基準等

- ・ 火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版（日本環境斎苑協会）
- ・ 火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究
- ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・ 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針
- ・ 静岡県建築構造設計指針
- ・ その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

6 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- イ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ウ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。

エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者へ支払うサービス購入料を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

(3) 事業期間終了時の要求水準

- ア 事業者は、事業期間終了時において、施設が要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- イ 事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）については、概ね2年以内の修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）又は更新を必要としないと判断できる状態とすること。
- ウ 本事業期間内においては、建築物の大規模修繕は事業者の業務範囲外とし、事業期間終了後、市の負担にて行う予定である。なお、市が本施設の大規模修繕の実施を含めてその後の事業実施方法の検討を行うにあたり、事業者は、市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、後任の管理者が維持管理・運營業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、業務の引継ぎにあたっての必要な協議・支援等を行うこと。
- エ 事業期間終了にあたり、事業者は市と協議の上日程を定め、市の立会いのもとに上記の状態の満足についての確認を受けること。

7 燃料備蓄、災害時の対応

(1) 常時における備蓄等

大規模災害等が発生した場合（以下、「災害発生時」という。）に、インフラ等が遮断された場合を想定し、新斎場では、1日あたり最大12時間で3日間連続稼働（災害発生時は、火葬炉1基あたり最大3回転/日）の運営が可能となるよう、非常用発電装置におけるエネルギー供給を含め燃料を常備すること。備蓄量については、事業者の提案とする。

ただし、新斎場建設工事中の既存火葬棟を運営する期間においては、既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄するものとする。

上記の常時における備蓄等に要する費用は、事業者の負担とし、サービス購入料に含まれるものとする。

(2) 大規模災害への対応

- ア 災害発生時であって、市が必要であると判断した場合には、事業者は業務実施時間を延長し、新斎場では、1日あたり12時間対応できるように、災害等への対応の支援を行うこと。
ただし、新斎場建設工事中の既存火葬棟を運営する期間においては、その都度市と協議の上、災害等への対応の支援を行うこと。
なお、当該対応に係る費用は、サービス購入料とは別途、市が負担する。
- イ 災害発生時において、本施設に損傷等が生じた場合には、事業者は早期復旧に努めるものとし、その状況を逐次市に報告すること。
- ウ 災害発生時において、本施設及び周辺環境に被災の恐れがない場合には、必要に応じて、市の指示により施設を開放すること。なお、本対応に関する追加費用は、サービス購入料とは別途、市が負担する。

8 光熱水費の負担について

- ア 本事業の維持管理・運營業務に要する光熱水費（電気、水道、ガス、灯油）のうち、火葬炉燃料(灯油)に係る費用と臨時待合棟に係る光熱水費については市が負担する。それ以外の光熱水費は、事業者が供給事業者と契約し、直接支払うものとする。
- イ 事業者が提案し市が事前に承認して実施される物品販売（自動販売機や売店の設置など）に要する光熱水費は、事業者の負担とする。（詳細は、本要求水準書第7章の14（1）「利用者の利便性向上に資する取り組み」を参照のこと。）
- ウ 事業者は、毎月の使用量を整理し、「使用量報告書」として市に提出すること。
- エ 事業者は、本事業の維持管理・運營業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、計画に応じた使用量を上回ることをしないよう努めること。

9 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守した上で、事業者の提案とする。

第2章 施設整備発注業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・事前調査発注業務
- ・設計発注業務
- ・建設工事発注業務
- ・備品等整備発注業務
- ・工事監理発注業務
- ・環境保全対策発注業務
- ・所有権移転発注業務
- ・各種申請等発注業務
- ・稼働準備発注業務
- ・その他施設整備上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

次に示す内容を基本とし、新斎場を既存火葬棟及び既存駐車場の跡地に整備する。新斎場の整備にあたっては、「別紙 2 浜松斎場再整備にかかる市民 WS の意見まとめ」を参考にすること。

項目		内容
構造		耐用年数80年を条件とし、事業者の提案とする。
階数		事業者の提案とする。
建築面積		事業者の提案とする。
延床面積		3,200㎡程度で事業者の提案とする。
火葬炉	人体炉	8基（新設）※うち超大型炉1基以上とする。
	動物炉	1基（新設）
式場		—
告別収骨室		4室
待合室		8室
駐車場	普通車	27台以上
	大型バス	6台程度

(2) 施設の想定規模

将来の想定火葬件数については、「別紙 3 想定火葬件数」を参照すること。

(3) 敷地条件

ア 基本事項

項目	内容
建設予定地	浜松市中区中沢町 47-1
敷地面積	浜松斎場の敷地面積 : 約 5,800 m ² 中沢子どもの森の敷地面積 : 約 2,000 m ²
前面道路	北側 : 市道住吉 21 号線 (幅員約 6m) 東側 : 市道中沢 101 号線 (幅員約 7.5m) 南側 : 市道中沢 22 号線 (幅員約 3m)
都市計画決定	あり 令和4年(2022年) 1月31日
用途地域	第2種中高層住居専用地域
防火地域	—
その他	宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法) 屋外広告物規制地域 (第1種普通規制地域)
建ぺい率/容積率	建ぺい率 60% / 容積率 200%
高度地区	建築物の高さ最高限度 : 北側斜線制限 (7m + 1.25 d)
日影規制	規制範囲 5m超~10mの日影時間 : 4時間 10m超の日影時間 : 2.5時間
緑化等	20% 緑化率の規制について、建蔽率の最高限度 60%の場合、都市緑地法の規定による緑化率の最低限度 15%である。さらに公共施設であることにより 5%を加算した 20%を満足する計画とする。
土地の所有者	浜松市

イ 敷地の現況

「別紙4 測量図」を参照すること。

ウ 敷地の地質及び地盤

「別紙5 地質調査結果」を参照すること。更に詳細な地質・地盤調査が必要な場合は、事業者の判断により実施すること。

(4) インフラ整備状況

本事業に必要なインフラ設備は、事業者にて実施すること。なお、下表事項及び「別紙 6 周辺インフラ整備現況図」を参考とし、事業者の判断と責任において各設備の協議先に確認すること。また、事業者にて敷設を行った配管等の地中埋設物については、その経路及び深度を示す図を市に提出すること。

項目	内容	協議先
上水道	敷地内に引き込み済み ※上下水道の配管状況は、市上下水道部窓口で確認のこと。	市
下水道	敷地内に引き込み済み ※上下水道の配管状況は、市上下水道部窓口で確認のこと。	市
都市ガス	敷地内に引き込み済み	ガス事業者
電気	近隣の既設の電力線から引き込むこと	電力事業者
電話・通信	近隣の既設の電話線から引き込むこと	通信事業者

3 敷地整備要件

(1) 基本要件

ア 造成計画

(ア)敷地の造成地盤高は、進入路及び構内通路の縦断勾配等を考慮の上、地盤対策、雨水排水対策、不等沈下対策等を適切に行い、必要に応じて擁壁等を設置するものとして、事業者が設計すること。

(イ)建設予定地外との土の搬入・排出はできるだけ低減すること。

イ 動線計画

(ア)動線計画にあたっては、霊柩車到着、告別、入炉見送り、待合、焼骨確認、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保するとともに、利用者の安全とプライバシーに配慮した計画を立案すること。

(イ)霊柩車、利用者（自家用車、大型バス）、葬祭業者、動物炉利用者、職員用の車両の動線に配慮すること。また、可能な限り各車両の動線を分離すること。

(ロ)高齢者や障がい者等の利用にも配慮したわかりやすい誘導表示を設置すること。

(ハ)利用者が集中する混雑時においても周辺道路の交通に極力影響を及ぼさないよう（進入待ちの車両が道路上に滞留しないよう）、余裕のある交通空間の確保に留意すること。

(ニ)駐車場の出入口の位置については、車両の軌道や交差点や接続道路の幅員等に留意すること。

ウ 配置計画

(ア)周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものを提案すること。

(イ)日照や景観にも配慮し、緩衝緑地の配置等の検討も行うこと。

(ロ)既存火葬棟を稼働しながらの工事となるので、新斎場の建設工事中は、臨時待合棟及び臨時駐車場から既存火葬棟までの安全なアプローチの確保、適切なサイン

の設置などにより、既存火葬棟の運営に支障のないよう配慮すること。支障が発生する場合は、適切に仮設等を行い工事の影響を最小限に抑えること。また、既存火葬棟への霊柩車、マイクロバスでの横付け及び昇降に配慮すること。

- (エ) 令和7（2025年）年3月までは、「別紙7 工事期間中における自家用車、マイクロバス、霊柩車の経路」で示す経路のとおり、利用者が既存火葬棟前で乗降する動線及び霊柩車が発着する動線として、敷地内の既存道路を通行可能な状態に維持すること。なお、令和7（2025年）年4月以降の運用については、利用者等の支障にならない上で、事業者の提案とする。
- (オ) 近隣の幹線道路から各種インフラを引き込むにあたって、周辺建物への交通アクセスに支障のないよう工事を行うこと。

エ 外構計画

- (ア) 敷地の周囲は境界を明確にし、可能な限り緑地で囲う等、付近の景観を損なわないよう、周辺の日常的風景との調和を図ること。
- (イ) 敷地内空地は原則として、樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- (ウ) 敷地内に適切な散水設備及び排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- (エ) 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。また、造成地への建物の位置や、特に盛土部分の地盤沈下対策を十分検討すること。
- (オ) 夜間や休場日に敷地内に車両等が無断で進入できないよう、敷地周囲に柵等を、敷地入口には周辺環境と調和した門扉等を、安全性や意匠性に配慮して設けること。

オ 駐車場計画

- (ア) 駐車場計画にあたっては、想定火葬件数や業務集中度などを踏まえて、利用者・葬祭業者用として普通車については27台以上、大型バスは6台程度の駐車スペースを整備すること。その他駐車スペース（事業者職員、工事・作業車両等）は事業者の提案とする。
- (イ) 事業者職員用の駐車場は、利用者用とは別に設け、可能な限り利用者と動線を分離すること。
- (ウ) 歩行者と車両の動線分離を原則とすること。
- (エ) 利用者、霊柩車、業者及び職員の車両の動線に配慮し、単純でわかりやすく安全性の高い計画とすること。また、車両動線は安全性、円滑性の視点から余裕をもった視距や回転半径の確保に留意すること。
- (オ) 施設の性格上、高齢者や障がい者等の利用が多数に想定されることから、アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。
- (カ) 路面は、美観と耐久性に配慮した舗装とすること。

4 周辺環境要件

(1) 既存擁壁の撤去

- ア 敷地南側の中沢22号線は建築基準法第42条第2項道路に該当しており、事業者は、セットバック部分の既存擁壁を撤去すること。（該当撤去箇所は、「別紙8 既存擁壁の撤去箇所」を参照のこと。）
- イ 既存擁壁の撤去及びセットバックとあわせて、安全性を確保する上で、事業者で新たに擁壁の再整備が必要と判断する場合は、必要な措置を事業者で提案し、実施すること。
- ウ 擁壁の再整備を実施する場合は、中沢22号線が市道であることに留意し、道路交通に支障がないように工事を行うこと。

(2) 中沢子どもの森の安全対策及び利活用

- ア 「別紙9 中沢子どもの森の安全対策措置の対象箇所」を参照の上、対象箇所について、周辺住民の安全確保のために必要な改修措置を事業者で提案し、実施すること。また、対象となる可能性のある箇所についても、事業者で整備が必要と判断する場合は、必要な措置を事業者で提案し、実施すること。
- イ 中沢子どもの森の利活用を含め、歩行者や施設利用者の安全を確保した上で、斎場利用者等の利便性、快適性等の向上に資する方策を提案し、整備を実施すること。

5 建築施設整備要件

(1) 基本要件

- ア 平面構成は、高齢者や障がい者をはじめ、すべての利用者が安心して利用できる施設とすること。
- イ 動線計画は、故人の尊厳を重んじた人生終焉の場に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるように工夫すること。
- ウ 到着から告別、待合、収骨に移動する利用者同士及び職員等との動線の交錯がなく、利用者にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。また、管理運営上も効率的な動線となるように配慮すること。
- エ 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- オ 建築施設の配置計画、意匠計画、設備計画等は、施設の用途及び目的を考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分考慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設となるよう努めること。
- カ 施設の稼働期間を考慮し、長期にわたり配管等の修繕を行いやすい構造とすること。

- キ 機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ク 葬儀場の併設は行わない。
- ケ 屋外で、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置すること。
- コ 搬入車の経路、バックヤードは利用者から見えないよう配慮すること。

(2) 建物の構造

ア 耐震性能

施設の構造については、本要求水準書第1章の5(2)「設計基準、仕様書等」に示す官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 施設の耐用年数

新斎場の建築物（主に躯体）の目標耐用年数は80年とする。個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

ウ 地球環境及び周辺環境保護への配慮

地球環境保護に配慮して、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。また、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。

エ ユニバーサルデザイン対応

施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

オ 標準仕様

設計及び施工においては、原則として本要求水準書第1章の5(2)「設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

(3) 建築意匠の仕上げ計画

- ア 建築意匠の仕上げ計画にあたっては、周辺環境との調和かつ人生終焉の場として相応しいものとする。
- イ 維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、断熱方法・工法も十分検討し建物の耐久性を高めるよう努めること。
- ウ 内外装に使用する材料は、ホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法にも十分配慮しながら、建物の耐久性を高めるこ

と。また、木材を使用する場合は、浜松市産材のFCS-COC認証材（杉・桧）を積極的に活用すること。

- エ 仕上げの選定にあたっては、建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とすること。
- オ 施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすい計画とすること。
- カ エントランス、告別収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げは、質感のある材料を使用すること。床は滑り止めの加工を施すこと。
- キ 利用者の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。
- ク 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。

6 施設構成及び諸室要件

(1) 基本的な考え方

整備する新斎場の施設区分は、次のとおりとする。なお、次に示すほか、必要な施設及び施設の詳細については事業者の提案とする。

区分		諸室
火葬部門	炉前 エリア	アプローチ部（車寄せ）、エントランスホール、告別収骨室、炉前ホール
	管理 エリア	火葬炉室、炉設備機械室、機械室（発電機・電気室・空調等）、残灰・飛灰室、制御・監視室、倉庫、台車置き場、職員用諸室
待合部門		待合室、待合ロビー、授乳室、利用者用トイレ、利用者用更衣室、給湯室
管理部門		事務室、動物受付、業者控え室、職員用諸室、トイレ、書類保管庫、防災倉庫

(2) 火葬部門

1) 炉前エリア

ア 基本要件

利用者の印象を決定づける重要な場所であることから、機能性のみでなく、ゆとりある空間として、室内意匠等に工夫を図ること。

イ 諸室要件

項目	条件
アプローチ部	・霊柩車（リムジン式を含む）及び大型バスが円滑に横付けで

(車寄せ部分)	<p>きる乗降スペースとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨時でも柩、遺族、利用者等が雨に濡れずにスムーズに乗降できること。 ・最大使用時でも乗降に支障のないスペースを確保すること。
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に多数の利用者が集中するときも各室への円滑な動線処理ができる面積、設計とすること。 ・利用者にわかりやすい案内表示を行うこと。 ・遺族の心情に配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる空間・意匠とすること。 ・施設案内板、傘立て、玄関マット等を設置すること。
告別収骨室	<ul style="list-style-type: none"> ・告別機能と収骨機能が一体となった部屋とし、1室あたり50人程度を収容可能として、4室設置すること。 ・個別に落ち着いて告別・収骨が行えるよう、ゆとりのある広さを確保すること。 ・読経等による他の葬列への影響も配慮すること。 ・遺族が柩を囲み、最後のお別れができること。 ・遺影台、焼香台等を設置すること。 ・手洗い場を1つ以上設置すること。 ・焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。 ・可能な限り他の利用者との動線を分離すること。
炉前ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・告別収骨室と機能を一体とすることも可とする。 ・遺族が柩の炉入れを見送れること。 ・炉の化粧扉の仕上げは建築意匠設計により、室内意匠と調和させること。 ・必要な案内表示を行うこと。 ・他の利用者の動線が交錯しないよう考慮すること。

2) 管理エリア

ア 基本要件

火葬炉機械室や監視室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮するほか、台車等の整備や材料等の保管等の作業スペースに配慮し、室内の排気は、周辺エリアに影響の無いようにすること。

イ 諸室要件

項目	条件
火葬炉室	・業務従事者の健康管理に留意し、吸音、換気や空調、騒音・

	<p>振動・温湿度等を十分検討し、良好な作業環境を保つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台車等の整備や材料等の保管などの作業スペースを確保すること。 ・火葬炉の保全管理や更新を踏まえた計画とすること。 ・火葬炉の排気口は、周辺住居から見えないようにすること。
炉設備機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・換気や空調等、火葬の作業環境には十分に配慮すること。 ・施設内の空調・換気設備を設置するための部屋を整備すること。なお、設置箇所は施設内外どちらでも可とする。
機械室 (発電機・電気室・空調等)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備を設置するためのスペースを確保すること。 ・施設内に必要な電気を受変電・配電するために必要な設備を設置するための機械室を整備すること。機械室の詳細については、提案する設備機器の内容による。 ・施設内の空調・換気設備を設置するための機械室を整備すること。 ・なお、設置箇所は施設内外どちらでも可とする。
残灰・飛灰室	<ul style="list-style-type: none"> ・集積した収骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。 ・直接屋外に搬出できるよう開口部を設置すること。
制御・監視室	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉設備等を監視・管理するための場所とし、火葬炉室内を見渡せる配置とすること。
倉庫、 台車置き場	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬作業にあたって必要な備品等を保管・収納するスペースを確保すること。 ・炉内台車、棺運搬車を保管するスペースを確保すること。 ・他室との兼用は、事業者の提案とする。
職員用諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の休憩室、トイレ、シャワールーム（脱衣室付き）、更衣室を設けること。 ・他部門に従事する職員用との供用は事業者の提案とする。 ・洗濯機、乾燥機等は必要に応じ設置するものとし、事業者の提案とする。

(3) 待合部門

ア 基本要件

利用者が比較的長い時間を過ごす部屋については、遺族の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とし、窓からの景観や遮音性について十分に配慮すること。

イ 諸室要件

項目	条件
----	----

待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・8室設けること。 ・1室あたり50人程度の収容可能な部屋とすること。 ・可動間仕切りにより、隣室と併用できる部屋を設置すること。 なお、可動間仕切りは、遮音性に優れたものとする。 ・洋室を基本とすること。 ・テーブル、椅子など必要な備品を設置すること。
待合ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・待合室を利用しない遺族にも対応できる計画とすること。 ・ソファ等家具を設置すること。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児への授乳を行う部屋を設置すること。 ・椅子、おむつ替えベッド、給湯設備や流し台を設置すること。 ・安心して利用できるよう、プライバシーに配慮すること。
利用者用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレ別に各階に1つ以上設置すること。 ・バリアフリートイレはオストメイト対応とすること。また、ベビーシートを設置すること。 ・バリアフリートイレは自動扉とすること。 ・大便器は洋式・温水洗浄付き暖房便座とし、便座の衛生面にも配慮すること。 ・男子用トイレには、壁掛式小便器その他これに類する小便器を1以上設置し、周囲に手摺を設けること。 ・「別紙10 サニタリーボックスの設置指針」に基づき、サニタリーボックスを設置すること。 ・すべての個室に非常用ブザーを設置すること。また、擬音装置を設置すること。 ・バリアフリートイレの他に、男女別トイレにもそれぞれに手摺を設けた個室及び洗面器を1つ以上設置すること。 ・トイレに設ける衛生器具を自動式とする場合、手動で操作可能なレバーハンドルを設ける等、停電時にも対応可能な器具とすること。
利用者用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族等が更衣を行えるスペースを確保し、姿見等の必要な設備を設置すること。
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> ・待合室の配置に応じて必要数を設置すること。

(4) 管理部門

ア 基本要件

利用者等と管理者との動線を分離すること。良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、遮音性の高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。

イ 諸室要件

項目	条件
事務室	<ul style="list-style-type: none">・火葬受付、火葬許可証の内容確認、使用料の徴収、火葬証明書等の交付等を行うため、分かりやすく利便性のある位置に設けること。・受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。・事務机、椅子、パソコン、プリンター、ロッカー、キャビネット等を設置すること。・事務室の施錠等の防犯対策を行うこと。
動物受付	<ul style="list-style-type: none">・動物受付の窓口を設置すること。
業者控え室	<ul style="list-style-type: none">・葬祭業者及び運転手等の控え室を1室以上設置すること。
清掃員室	<ul style="list-style-type: none">・清掃員の控室を設置すること。・他部門に従事する職員用との共用は事業者の提案とする。
職員用諸室	<ul style="list-style-type: none">・職員用給湯設備や流し台を設置すること。・利用者用とは別とした職員用更衣室及びトイレを設置すること。・他部門に従事する職員用との共用は事業者の提案とする。
書類保管庫	<ul style="list-style-type: none">・運営に必要な書類、事業期間中に作成する書類等が保管できるようにすること。・事業期間後も施設を稼働することを考慮したスペースを確保すること。・事務室との一体化等は、事業者の提案とする。
防災倉庫	<ul style="list-style-type: none">・災害時対応の物資（納体袋、ブルーシート、マスク、手袋、ガウン等）を保管・収納するスペースを確保すること。・物資を保管するための棚を設置すること。・設置箇所は施設内外どちらでも可とする。ただし、施設内に設置する場合は、建物に入らずに搬出できるよう建物外側に専用の扉を設けること。

7 建築付帯設備要件

(1) 基本要件

- ア 関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関連法規等に従って必要な設備はすべて整備すること。
- イ 維持管理における作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ウ 保守点検、清掃、維持管理のしやすい計画、構造、材質にすること。
- エ 設備の更新及び大規模修繕等を考慮し、更新が容易な計画、構造、材質とすること。
- オ 省エネルギー型器具等を積極的に採用するなど、省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。
- カ 作業環境及び執務環境の快適性を確保すること。
- キ 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置し、非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- ク 高齢者や障がい者等も含めたすべての利用者に対し、車いす等を配置するなど、安全性と利便性を確保すること。
- ケ 設計及び施工においては、原則として本要求水準書第1章の5(2)「設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

(2) 電気設備

- ア 要求水準を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- イ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ウ 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- エ 配線は、エコ仕様のものを利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- オ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- カ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

(ア) 電灯設備

- a 照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備とすること。
- b 照明器具、コンセント等、適当な数を設置すること。
- c 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- d LED等の省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- e 吹抜等高所にある器具については、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにすること。

- f トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯の可能な方式とすること。
 - g 屋外に設置する照明設備は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯の可能な方式とすること。
 - h 照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとする。
- (イ) 動力設備
- a 動力設備は施設の運営上、適当な数を設置すること。
 - b 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は監視室で受信できるようにし、各動力制御は中央管理できるようにすることが望ましい。
- (ウ) 避雷設備
- a 建築基準法及び消防法に基づき、必要に応じて避雷設備を設置すること。
- (エ) 受変電設備
- a 電気事業法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。
 - b 高圧受電とすること。
 - c 受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
 - d 有害な場所に設置しないこと。
 - e 保守点検、維持管理がしやすいよう設置すること。
- (オ) 静止型電源設備
- a 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。
 - b 停電時保障用の無停電電源装置等を設置する設備は、事業者の提案とする。
- (カ) 発電設備
- a 災害時等に対応するため停電時非常用電源を設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で、火葬業務遂行のために必要な施設を稼働できるものとする。なお、燃料による発電装置のほか、蓄電池や電気供給機能付きの自動車の活用等、新たな仕組みによる電源確保策についても検討すること。
 - b 発電装置の仕様は、要求水準を参考にし、火葬業務遂行のために必要な設備が1日あたり12時間で3日連続運転できるものとし、台数は事業者の提案とする。
 - c 非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。
 - d 無停電電源装置等を設ける設備は、事業者の提案とする。
 - e 太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案すること。この場合、発電した電力は本敷地内で消費すること。

- (キ) 構内情報通信網設備
 - a 運営支援システムの使用に適切なLAN設備を施設内に整備すること。
 - b 市が現在運営している「浜松市火葬予約システム」の運用に必要な端末、回線等を整備すること。
- (ク) 構内交換設備
 - a 建物内の連絡用設備として、内線電話機能を有する電話設備などを各居室に設置すること。外部通信機能に必要な交換器の回線数等は維持管理・運營業務の効率性を考慮した上で、事業者の提案とする。
- (ケ) 情報表示（時計）設備
 - a 事務室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。なお、同期方法は、事業者の提案とする。
- (コ) 放送設備
 - a 関係法令等に基づき、避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
 - b 避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。
 - c BGMの放送等についても考慮した設備とすること。
- (ク) 誘導支援設備
 - a エレベーター、バリアフリートイレ等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。
 - b 事業者において必要であると判断する場合には、車いす利用者用駐車場にインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。
 - c ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を設置すること。
- (シ) テレビ受信設備
 - a 地上デジタル放送が視聴できるように配管配線工事を行うこと。
 - b テレビの視聴可能な部屋、テレビの設置を行う部屋の選定は、事業者の提案とする。
 - c 受信料等は事業者の負担とする。
- (ス) 電波障害防除設備
 - a 事業者は、近隣に建築物による電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣の電波障害が発生した場合は、事業者により必要な電波障害対策を講ずること。
- (セ) 監視カメラ設備
 - a 防犯用及び火葬炉監視用に適切な数を設置すること。設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とする。
 - b 監視映像が自動上書き録画できる装置を設置すること。録画時間の容量、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案とする。

- (ウ) 防犯設備
 - a 夜間や休業日に、本施設敷地内に車両等が無断で進入できないよう、出入口に門等の侵入防止設備を設置すること。また建物出入口は、常時出入りの監視を行うこと。
 - b 建物出入口は常時出入の監視を行い、防犯設備等を適切に設置すること。設置箇所については事業者の提案とする。
- (ク) 自動火災報知設備
 - a 関係法令等に基づき、受信機、感知機、消防機関への火災通報装置等を必要な箇所に設置すること。
 - b 消防機関への火災通報装置を設置すること。なお、非常放送装置と連動した設備とすること。
- (コ) 中央監視制御設備
 - a 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は中央監視室で、空調設備、エレベーターの監視、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことができる設備を設置すること。
 - b 監視及び制御についての記録が適切に行うことができる設備を設置すること。
- (サ) 計量設備
 - a 適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。

(3) 機械設備

- ア 要求水準書を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- イ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ウ 機器類は高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。また、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- エ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部分は金属管を使用すること。
- オ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- カ 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- (ア) 空気調和設備
 - a 利用者及び職員の快適環境を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
 - b 空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全性が図られるよう設置すること。
 - c 空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等

を考慮すること。

- d 空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持に機能性、搬送エネルギーの低減等を検討した上で、事業者の提案とする。
- e 夏季の冷房、冬季の暖房、給湯等の熱源のシステムは事業者の提案とする。
- f 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- g 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。
- h ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。

(イ) 換気設備

- a 関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者の提案とする。
- b 告別室、収骨室その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案とする。
- c 各室に臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。
- d 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- e 全熱交換器を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと。

(ロ) 排煙設備

- a 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行えるよう設備を設置すること。

(エ) 衛生器具設備

- a 高齢者、障がい者等も含めたすべての利用者が使いやすい器具を採用すること。
- b 節水型の器具を採用すること。

(オ) 給水設備

- a 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- b 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。
- c 災害時を想定し、本施設の運営が72時間対応可能な受水槽を設置すること。
- d 災害時に取り出すことができるよう、緊急遮断弁や防災用給水バルブを整備すること。

(カ) 給湯設備

- a 必要温度及び必要量の湯を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- b 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。
- c 給湯設備を設置する部屋及び方式は、事業者の提案とする。

- (キ) 排水設備
 - a 滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。
- (ク) 昇降機設備
 - a 利用者が利用するエレベーターは高齢者や障がい者等が円滑に利用できるよう、必要な能力を有するエレベーターを適切な場所に設置すること。
 - b エレベーターを設置する際は、地震時管理運転機能、火災時管理運転機能及び停電時自動着床装置を有しており、一般放送・非常放送等に対応すること。
 - c エレベーターへの空調設備の設置は、事業者の提案とする。
- (ケ) 消防設備
 - a 消防法等の規定に準拠した消防設備を設置すること。

(4) 燃料保管設備

- ア 火葬業務遂行のために必要な設備を1日あたり12時間で3日連続運転可能とする燃料を備蓄できる設備を設置すること。
- イ 発電設備に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとする。
- ウ 関係法令等を遵守したものとする。

8 火葬炉設備要件

(1) 基本要件

ア 火葬炉設置概要

- (イ) 設置基数
 - a 人体炉：8基（うち超大型炉は1基以上とする）
 - b 動物炉：1基
- (ロ) 設計上の留意すべき事項
 - a 本要求水準を満たすとともに、ダイオキシン類、ばい煙、排水、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
 - b 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとする。
 - c 省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
 - d 利用者の火傷防止等安全、作業環境及び労働安全に十分配慮した計画とすること。
 - e 機種、機能、目的の類似した機器はできるだけ集約配置するなどにより、点検整備作業の効率化や、緊急時に迅速に対処ができるよう計画とすること。
 - f 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
 - g 災害発生時の対応を考慮した設備とすること。
 - h 火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、作業の容易な設備とする。

ともに、コストの削減を図ること。

- i 1排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系利用の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。
- j 火葬炉設備工事にし、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、責任をもって完備するものとする。

イ 火葬炉設備主要項目

(7) 火葬重量

人体炉及び動物炉の火葬重量は次のとおりとする。なお、人体炉8基は、大型炉もしくは超大型炉として、うち超大型炉は1基以上設置すること。

区分	遺体重量等	柩重量	副葬品
人体炉（大型炉）	75kg程度	15kg	10kg
人体炉（超大型炉）	100kg程度	15kg	10kg
動物炉	100kg程度		

(イ) 最大柩寸法

人体炉の最大柩寸法は次のとおりとする。

区分	長さ	幅	高さ
人体炉（大型炉）	2,100mm程度	650mm程度	600mm程度
人体炉（超大型炉）	2,300mm程度	750mm程度	650mm程度

(ウ) 火葬炉設備主要項目

火葬炉設備の主要項目は次のとおりとする。

火葬時間	<ul style="list-style-type: none"> ・主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること（ただし、遺体重量が 80kg 以上はその限りではない）。 ・冷却時間（炉内冷却＋前室冷却）は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可能な温度になるものとする。 	
火葬回数	最大 2 回/炉・日	
使用燃料	灯油	
主要設備方式	炉床方式	台車式
	排ガス冷却方式	・ダイオキシン類の発生を防ぎ、均一、急速に冷却できる方式とすること。
	排気方式	<ul style="list-style-type: none"> ・強制排気方式で 1 炉 1 排気系列又は 2 炉 1 排気系列とする。ただし、動物炉（1 基）については、動物炉で 1 排気系列とすること。 ・異なる排気系列との接続は行わない。ただし、

		緊急時の接続については、安全性、耐久性等の基本的な性能確保を前提に、他事例での実績、接続できる利点と費用対効果等を提示の上、事業者の提案とする。
燃焼監視 ・制御		・各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。また、記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能であること。

(エ) 安全対策

安全対策及び非常時の運転については次のとおりとする。

a 安全対策

- (a) 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。
- (b) 職員の安全、事故防止には十分配慮した設計とすること。
- (c) 職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。
- (d) 自動化した部位については、すべて手動操作が可能な設計とすること。

b 異常・非常時の運転

- (a) 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- (b) 停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとし、環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
- (c) 非常用の発電設備を、本要求水準を満足するように整備すること。

c その他条件

- (a) 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保するものとする。
- (b) 機器配置はオーバーホール時を考慮して設計するものとする。
- (c) 可能な限り、他メーカーでの更新対応な機器配置とすること。

ウ 性能試験

着工前、竣工時及び年1回（大気の検査は年2回）、市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。排ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。

(7) 基本条件

- a 事業者は、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試

験実施要領を作成するものとする。なお、測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠したものとする。

- b 事業者は、性能試験実施要領に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。
- c 検査機関は、精度管理を適切に実施し、信頼性のある企業を選定すること。

(イ) 着工前調査

- a 着工前に、現況を把握するため、敷地境界において大気、悪臭、騒音、振動等の測定を行うこと。なお測定は、現斎場が測定中のアセスデータの項目、測定方法により実施すること。
- b 計測地点は、市と協議して決定すること。

(ロ) 竣工時検査

- a 竣工時に、大気、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。なお、大気、排ガス及び悪臭の検査は、引渡し日の14日以内に実施すること。
- b 排ガス、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- c 敷地境界における悪臭の測定は、運営計画上最大数の炉が同時運転されている時に実施すること。
- d 騒音、振動に関する測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

(ハ) 定期検査

- a 毎年2回、排ガスの測定を行うこと。
- b 毎年1回、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
- c 測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度市が指定する。
- d 測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定する。

(ニ) その他

- a 周辺住民等から苦情が発生した場合には、市へ報告するとともに速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

エ 動物炉

- (ア) 1日100kg程度の火葬が可能な動物炉を設けること。
- (イ) 動物炉の環境性能は人体炉と同等とすること。
- (ロ) 動物を保管するための保冷库を設けること。

オ 材料及び機器の選定

- (ア) 使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討した上で、最適なものを選定すること。
- (イ) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規

格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。

- (ウ) 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとする。
- (エ) 使用する材料及び機器は、次に掲げる項目を満足すること。
 - a 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
 - b 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
 - c 磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。
 - d 屋外で使用されるものは、耐候性に優れていること。
 - e 駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。

カ 保証事項

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

(ア) 責任施工

本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、又は性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

(イ) 保証内容

- a 運営・維持管理期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証すること。
- b 運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修又は交換すること。
- c 本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。

(2) 機械設備

ア 共通事項

(ア) 一般事項

- a 機器の配置は、点検、整備、修理などの作業空間及び通路を確保するものとする。
- b 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- c 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けるものとする。
- d 騒音、振動が発生する機器は、防音、防振対策を講ずるものとする。
- e 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けるものとする。

(イ) 歩廊、作業床、階段工事

- a 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- b 必要に応じて手摺、梯子（高さが2m以上の場合は、背カゴ）を設ける等、転落防止策を講じること。
- c 歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
- d 階段の傾斜角（原則として45度以下）、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。

(ウ) 配管工事

- a 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- b 配管及び配管支持材は、建築物の美観を損なわないよう留意すること。
- c 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
- d バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。

(エ) 保温・断熱工事

- a 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
- b 使用箇所に適した材料を選定するものとする。
- c 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- d ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

(オ) 塗装工事

- a 機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- b 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- c 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- d 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- e 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- f 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

(カ) その他

- a 火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切り替えができるものとする。
- b 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- c 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- d 本設備は大規模地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- e 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

イ 燃焼設備

(ア) 主燃焼炉

形式	台車式
----	-----

数量	人体炉8基、動物炉1基
炉内温度	800℃～950℃

- a ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。
- b 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする
- c 炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので、維持管理面を考慮したものとする
- d デレッキ操作をすることなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- e 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- f 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- g 省力化を考慮し、自動化を図るとともに操作が容易な設備とすること。
- h 動物炉の環境性能は、人体炉と同等とすること。

(イ)断熱扉

- a 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- b 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする

(ウ)炉内台車

- a 人体炉用、動物炉用、共に付属品を含み予備の台車と合わせて必要台数備える
- b 柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする
- c 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- d 台車の表面は、目地無しの一休構造とすること。

(エ)炉内台車移動装置

- a 安全性・操作性に優れた構造とすること。
- b 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとする
- c 故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。
- d 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。

(オ)再燃焼炉

形式	主燃焼炉直上式
数量	主燃焼炉と同数
炉内温度	800℃～950℃

- a 効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- b 火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能

を有すること。

- c 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- d 最大排ガス量（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）時において1.0秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- e 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。

(カ)燃焼装置

a 主燃焼炉用バーナ

数量	主燃焼炉と同数
燃料	灯油
着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと）
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- (a) 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- (b) 低騒音で安全性が高いこと。
- (c) 難燃部に火炎を照射できること。
- (d) 燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとする。

b 再燃焼炉用バーナ

数量	主燃焼炉と同数
燃料	灯油
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- (a) 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- (b) 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- (c) 低騒音で安全性が高いこと。
- (d) 燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとする。

c 燃焼用空気送風機

数量	主燃焼炉と同数
風量制御方式	バーナ特性に応じた制御方式

- (a) 容量は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- (b) 低騒音、低振動のものとする。

ウ 通風設備

(ア) 排風機

- a 容量は、実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕を持たせること。
- b 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- c 低騒音、低振動であること。

(イ) 炉内圧制御装置

- a 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- b 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- c 炉内圧力の制御は、炉ごとに単独に行うこと。
- d 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- e 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

(ウ) 煙道

- a 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とすること。
- b ダストの堆積がない構造とすること。
- c 内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けるものとする。
- d 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- e 排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。

(エ) 排気筒

- a 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- b 雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。
- c 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有するものとする。
- d 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けるものとする。

エ 排ガス冷却設備

(ア) 排ガス冷却器

- a 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。
- b 耐熱性及び耐蝕性に優れた材質とすること。
- c 排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- d 温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- e 冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

(イ) 排ガス冷却用送風機

- a 容量は、運転に支障なく余裕があり、安定した制御ができるものとする。

- b 低騒音及び低振動のものとする。

オ 排ガス処理設備

(7) 集じん装置

形式	バグフィルター
数量	排気系列に応じた数量
処理風量	余裕率15%以上
設計ガス温度	出口温度200℃以下
設計出口含じん量	0.01g/Nm ³ 以下
設計出口 ダイオキシン類濃度	1.0ng-TEQ/Nm ³ 以下

- a 処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
- b 排ガスが偏流しない構造とすること。
- c 排ガス濃度は公害防止目標値によること。
- d 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- e 高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- f 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。
- g 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- h 結露対策として、加温装置を設けること。
- i ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障がないよう余裕をとること。
- j ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。

(イ) 集じん灰排出装置

- a 集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- b 保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

(ウ) その他

その他、本要求水準書第2章の15「環境保全対策発注業務」に示す基準を遵守するために、必要な装置を設置すること。詳細は事業者の提案とする。

カ 付帯設備

(7) 炉前化粧扉

数量	人体炉用8組（動物炉は除く）
要部材質	ステンレス製

- a 遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- b 開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとする。
- c 表面意匠は、最後のお別れにふさわしいデザインについて十分に考慮し、市との協議により決定するものとする。

(イ) 前室

数量	人体炉用8基（動物炉は除く）
冷却時間	炉内及び前室内での冷却により、15分以内で収骨可能な能力とする。

- a 利用者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- b 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- c 炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- d 炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

(ウ) 残骨灰、集じん灰吸引装置

a 残骨灰用

吸引装置	数量：事業者の提案とする。
集じん装置	数量：事業者の提案とする。 払落し方式：自動

b 集じん灰用

吸引装置	数量：事業者の提案とする。
集じん装置	数量：事業者の提案とする。 払落し方式：自動

c 吸引口

数量	残骨灰用：事業者の提案とする。 集じん灰用：事業者の提案とする。
付属品	吸引ホース、その他必要なもの一式

- (a) 台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- (b) 低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- (c) 自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。
- (d) 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。
- (e) 容量は、実運転に支障がないものとする。

(エ) 柩運搬車

形式	事業者の提案とする。
数量	事業者の提案とする。
寸法・材質	炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とする。

- a 柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- b 電動走行式とする場合は、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- c 炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとする。
- d バッテリーを必要とする場合は、1日の通常作業に支障がない容量とすること。

(カ) 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

形式	事業者の提案とする。
数量	事業者の提案とする。
その他	柁運搬車との兼用を可とする。

- a 収骨は、職員が収骨トレーに移し替えた後、収骨トレー上の焼骨を遺族が収骨する方法とすること。
- b 炉内台車を運搬するための専用台車とすること。
- c 電動走行式とする場合は、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- d 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。
- e 炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- f バッテリーを必要とする場合は、1日の通常作業に支障がない容量とすること。
- g 利用者が火傷する恐れがない構造とすること。

(キ) 燃料供給設備

- a 各火葬ごとの燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

(ク) 動物炉用残灰吸引クリーナー

- a 動物炉用残灰吸引クリーナーを設置すること。

(3) 電気・計装設備

ア 一般事項

- (ア) 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- (イ) 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- (ウ) 運転管理は現場操作盤及び監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を備えること。また、現場操作盤での操作が監視室より優先されるシステムとすること。
- (エ) 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- (オ) 計装項目は次の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。

<計装制御一覧表>

監視項目	制 御		中央監視制御				現場操作盤		
	自 動 (主な制御対策装置)	手 動	指示 表示	操 作	記 録	警 報	指示 表示	操 作	警 報
主燃料バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○	○
再燃料バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○	○
主燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉排煙濃度	○	燃焼制御	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置入口温度	○	バイパスダンパー	○	○	○	○ ※バイパス時	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排ガス排出量	○	○		○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○
運転状態表示				○		○			
燃料消費量				○			○		○
火葬炉稼働積算時間		各火葬炉の主燃焼炉、再燃焼炉ごと		○		○ ※バーナ点火時		○	
集じん装置稼働積算時間		各集じん装置ごと				○			
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○	燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○
火葬炉緊急停止		各火葬炉設備ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○
残灰吸引圧		残灰吸引装置 (各系統ごと)		○			○	○	○

イ 機器仕様

(ア) 一般事項

- a 配線は原則エコ仕様とし、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- b 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- c ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- d 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- e 盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- f 盤類は原則として防じん構造とすること。
- g 計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報など必要十分な項目を設定すること。

- h 各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- i 電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。

(イ) 動力制御盤

- a 形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- b 事業者の判断により、適所に分割して設置することも可とする。

(ウ) 火葬炉現場操作盤

a 内蔵機器

運転状態表示器	タッチパネル方式 カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること
その他の機器	操作機器 一式、計装計器 一式、異常警報装置 一式、その他必要なもの一式
数量	各炉の運転状態の監視等に十分な数量

b 主要機能

タッチパネル式表示・操作機能	各機器の操作が手動で可能なもの
自己診断機能	インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの

(エ) 中央監視制御盤

- a 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。
- b 炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。
- c 各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成でき、結果を印字できるとともに、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。
- d 停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- e 本制御盤の機能は、運営支援システムと相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等を含めることも可とする。
- f 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案とする。

(a) 内蔵機器

運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データ

ストレージ機器、その他必要なもの

(b) 数量

各一式

(c) 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、炉出口ダンパー開度、冷却器入口温度・圧力、冷却器出口温度・圧力、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度、排気筒CO・O ₂ 濃度等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
その他機能	故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、案内放送機能、火葬計画の作成・表示機能、運営支援システム及び「浜松市火葬予約システム」との連携機能

(オ) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

炉前化粧扉の操作機能及び運営支援システムの表示機能等を有するものとする。なお、遺族名等の表示データについては、運営支援システム及び「浜松市火葬予約システム」とデータの共有化ができるものとする。

機能	化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等
数量	人体炉8基

(カ) 計装制御装置

火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は現場操作盤で行うこととするが、制御・監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

(キ) モニター設備

- a 排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備すること。
- b モニターは、カラー表示ができるものとし、事務室及び制御・監視室に設置すること。
- c カメラは、夜間も確認できるものとする。

(a) 排気筒監視用カメラ

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	1台以上
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

(b) 場内監視カメラ

b-1) 屋外監視カメラ

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	2台以上（敷地出入口1台、駐車場1台）
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

b-2) 屋内監視カメラ

型式	ドーム型カラーカメラ（可動式）
数量	3台（車寄せ用1台、エントランスホール1台、待合ロビー1台）以上

(c) モニター

型式	カラー液晶型
数量	2台（事務室用1台、制御・監視室用1台）以上

(4) その他の用具等

ア 保守点検工具等

事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出するものとする。

イ 収骨用具

収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

ウ その他必要なもの

その他、火葬を行うにあたって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

9 運営支援システム整備要件

(1) 概要

市が既に整備し運営している「浜松市火葬予約システム」に対応するとともに、本施設の運営を支援する「運営支援システム」を構築して運営すること。

ア 予約の受付

市が既に整備し運営している「浜松市火葬予約システム」に対応すること。

イ 運営の支援

「浜松市火葬予約システム」のデータと連携して、炉の稼働状況や、告別収骨室・待合室等の利用状況等を統合的に管理し効率よく運営できる「運営支援システム」を構築すること。

また、この情報を場内各所に速やかに表示し、利用者及び職員に提供できるようにすること。

(2) 機器構成及び仕様

「運営支援システム」の機器構成及び仕様は、前項の概要を満たすことができるもので、事業者の提案とする。

(3) 機能

「運営支援システム」は、次の操作、自動制御機能を有すること。なお、手動変更を可能とすること。

ア 火葬炉稼働情報と各室利用状況との接続連携

各炉の稼働情報（着火、冷却中、冷却完了等）、各室の利用状況等の情報を受信し、制御情報（納棺可、収骨可等）として随時表示使用する。

イ 各施設への自動割付

使用可能な設備及び施設（火葬炉、告別収骨室、待合室等）を自動的に判断し、割付する。

ウ 各施設の進行状況の管理

進行状況表示モニター等の表示内容は事業者の提案とする。火葬炉については、納棺から冷却、出炉までの時間表示ができるようにすること。進行状況の把握が必要な情報やその区分については事業者の提案とする。

エ 利用者等への自動表示案内

各室入口に、自動割付された情報を自動表示する表示器を設置すること。表示器は故人名を表示するなどの工夫により、取り間違えが絶対に発生しないようにすること。

10 事前調査発注業務

ア 本事業で必要と思われる調査について、関係機関と十分協議を行った上で実施すること。

イ 調査を実施する際は、事前に市と協議を行うこと。調査を行うにあたって、申請手続きが必要な場合は、事業者の責任において実施すること。なお、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。

ウ テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。

11 設計発注業務

(1) 業務の概要

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の責任により実施する。なお、地質調査は、市において実施しており、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈し、利用すること。また、

事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

(3) 設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に、詳細工程表及び責任者を配置した設計体制等を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

(4) 設計内容の協議等

市は、事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い、地元説明会を行ったうえで実施するものとする。

(5) 進捗状況の管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

(6) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定める。

(7) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的（1回/月程度以上）に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は事業者に帰属する。

ア 基本設計

- ・ 基本設計図
- ・ パース図
- ・ 基本設計説明書
- ・ 意匠計画概要書
- ・ 構造計画概要書
- ・ 設備計画概要書
- ・ 設計・（概略）工事工程表
- ・ 工事費概算書

- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・ 要求水準書等チェックリスト
- ・ 地質調査報告書

※地質調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式2部を提出すること。

イ 実施設計

- ・ 実施設計図
- ・ 実施設計説明書
- ・ 工事工程表
- ・ 数量調書
- ・ 工事費内訳明細書
- ・ 構造計算書
- ・ 設備設計計算書
- ・ 備品リスト、カタログ
- ・ 建物求積図
- ・ 許可等申請、各種届出等
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・ 要求水準書等チェックリスト

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式2部を提出すること。

(8) 留意事項

- ア 事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- イ 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とし、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。
- ウ 基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- エ 実施設計は、工事の実施に必要かつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とするものとする。
- オ 設計時に、新斎場建設工事中における既存火葬棟及び臨時待合棟の利用計画、既存火葬棟の解体及び跡地整備等についても、十分な検討を行うこと。

カ 工事費内訳明細書は市が起債を積算するうえで、十分なものを作成すること。

12 建設工事発注業務

(1) 業務の概要

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等にに基づき、施設の建設工事及び関連業務を行う。

(2) 業務期間

設計業務終了後から令和9年（2027年）9月末までとする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 基本要件

- ア 既存火葬棟を稼働しながらの工事となることから、事業者は安定的な施設利用及び利用者の安全確保が最優先であることを十分に認識し、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討した上で、工事を実施すること。
- イ 騒音・振動、粉じん発生、交通渋滞等、工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、必要な近隣対応を実施すること。事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ウ 工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないこと。
- エ 工事期間中は周辺環境に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに市と協議すること。
- オ 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。
- カ 建設期間中は工事進捗状況などが確認できるよう、周辺地域住民等に広報業務を行うとともに、必要に応じて地元説明会を実施すること。
- キ 近隣の幹線道路から各種インフラを引き込む必要がある場合は、通行に支障のない工事とすること。
- ク 建設用地以外に資機材置場等の用地が必要となる場合は、事業者の負担により確保すること。

(4) 着工前の業務

ア 準備調査等

着工に先立ち、近隣住民や葬祭業者及び指定管理者との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

イ 施工計画書等の提出

事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、次の書

類とともに工事監理者が承諾の上、市に提出すること。

なお、計画書には、工事車両等の動線計画や仮囲いの設置など利用者の安全確保に関する考えを示すこと。

・工事実施体制	2部
・工事着工届（工程表を添付）	2部
・現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）	2部
・仮設計画書	2部
・総合施工計画書	2部
・使用材料一覧表	2部
・工事下請負届	2部
・工事施工に必要な届出等	2部
・その他、市が公共工事の適切な管理のために求める工事関連書類	

(5) 建設期間中の業務

ア 建設工事

- (ア) 事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- (イ) 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (ロ) 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、市へ速やかに報告するとともに事業者の責任において苦情処理等を行うこと。
- (エ) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- (オ) 工事により発生する廃材等について、再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- (カ) 隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- (キ) 工事期間中は火災や地震等の災害に関する対策を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、市へ速やかに報告するとともに適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。

イ その他

- (ア) 事業者は、建設期間中には次の書類を工事監理者が承諾の上、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。
 - ・各種機器承諾願の写し 2部
 - ・残土処分計画書 2部

・産業廃棄物処分計画書	2部
・主要工事施工計画書	2部
・主要工事施工図	2部
・生コン配合計画書	2部
・各種試験結果報告書	2部
・各種出荷証明	2部
・マニフェスト管理台帳（原本との整合を工事監理者が確認済みのもの）	2部
・工事記録	2部
・工事履行報告書及び実施工程表	2部
・段階確認書及び施工状況把握報告書	2部
・工事打合せ簿	2部

(6) 完成後の業務

ア 完成検査及び完成確認

完成検査及び完成確認は、次の規定に即して実施すること。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

(ア) シックハウス対策の室内濃度測定

- 事業者は完成検査に先立ち、「室内空气中化学物質の測定マニュアル」（厚生労働省）により主要諸室におけるホルムアルデヒド等、揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。
- 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認等までには是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完成検査

- 事業者は、完成検査及び機器・器具の試運転等を実施すること。
- 完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、実施日の14日前に市に書面で通知すること。なお、市は、事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転検査に立会うことができるものとする。
- 事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(ロ) 市の完成確認等

- 市は、事業者による完成検査、法令による完成検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、本施設について完成確認を実施するものとする。
- 市は、事業者の立会いのもとで、完成確認を実施するものとする。

イ 竣工図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の竣工図書を工事監理者が承諾の上、提

出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。

・ 工事完了届	2部
・ 工事記録写真	2部
・ 竣工図（建築） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部）	一式
・ 竣工図（外構・駐車場） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部）	一式
・ 出来形図（造成・排水） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部）	一式
・ 竣工図（電気設備） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部並びに取扱説明書1部）	一式
・ 竣工図（機械設備） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部並びに取扱説明書1部）	一式
・ 竣工図（昇降機設備） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部並びに取扱説明書1部）	一式
・ 竣工図（什器・備品配置票） （製本図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部）	一式
・ 備品リスト	2部
・ 備品カタログ	1部
・ 完成検査調書（事業者によるもの）	1部
・ 揮発性有機化合物の測定結果	1部
・ 完成写真（内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体）	2部
・ 要求水準書等チェックリスト	2部

ウ 完成写真の著作権等

完成写真の著作権及び使用等については、次のとおりとすること。

- (ア) 事業者は、市による完成写真の使用が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証すること。
- (イ) 事業者は、完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、必要な措置を講じなければならぬときは、事業者がその費用を負担し、必要な措置を講ずること。
- (ウ) 完成写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、著作権名を表示しないで、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名

を表示しないことができるものとする。

- (エ) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

(7) 各種申請及び資格者の配置

- ア 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供等の協力を行う。
- イ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

13 備品等整備発注業務

- ア 事業者は、本事業の維持管理・運営に必要と考えられる備品等を提案し、その設置及び整備を建設期間中に実施すること。
- イ 「備品」の定義は、「1年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得るもので1個又は1組につき取得価額又は評価価額が2万円以上のもの」とする。
- ウ 備品の設置にあたっては、室内空間と調和し、豊かで潤いのある施設環境を形成するような備品の選定に努めること。
- エ 備品は、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物が放散しない、又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。なお、備品の設置及び整備はシックハウス対策の室内濃度測定前に実施すること。
- オ 本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付けの備品を計画することを認めるものとし、必要に応じて備品の設計を行うこと。なお、リース方式による調達も可とするが、事業終了時に完品で引継ぎが行えるようにすること。
- カ 事業者は、運営備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を市と十分に協議すること。
- キ 備品の設置にあたっては、要求水準に示す他の条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- ク 事業者は、市の完成確認までに備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。
- ケ 事業者は、整備した備品等について備品台帳（リース品も含む）を作成の上、市に提出し、維持管理業務を行うこと。また、備品標示票による標示を行うこと。
- コ 施設内の適切な場所に自動体外式除細動器（AED）を設置すること。

14 工事監理発注業務

- ア 事業者は、工事監理業務着手前に詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- イ 建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- ウ 本要求水準書に示す建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る監理指針に基づき工事監理を行うこと。
- エ 工事期間中、毎月市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録、各種チェック資料及びその他とする。市の要請があれば随時報告を行うこと。
- オ 事業者は、工事期間中に市が個別に発注する工事があった場合は、これに関わる調整を行うものとする。
- カ 市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

15 環境保全対策発注業務

(1) 基本要件

事業者は、自主的に環境への影響を把握・検討し、各種の必要とされる環境目標・基準に準拠すること。

(2) 公害防止に係る環境目標・基準

新斎場の整備においては、次の公害防止に係る環境目標・基準に準拠すること。これらの環境目標・基準が運営期間にわたって達成されるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備にあたっては、これらの環境目標・基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

ア 排ガスに係る環境目標

排ガスについては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」に基づき、1排気筒出口において次に掲げる数値以下を達成すること。

項目	目標値
ばいじん	0.01g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	30ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下
塩化水素	50ppm以下
一酸化炭素	30ppm以下
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/Nm ³ 以下

※目標値は酸素濃度12%換算値（1工程の平均値）とする。

イ 悪臭に係る基準

悪臭については、「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び第4条第2項の規定に基づく規制基準」（平成21年(2009年)9月30日浜松市告示第465号）に基づき、臭気指数について敷地境界において10以下とする。

また、排気筒出口等の市が指定した位置においては、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値以下とする。

ウ 騒音に係る基準

敷地境界の騒音については、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成24年(2012年)3月23日静岡県条例第21号）に基づき、次の基準値以下とする。

基準値		
昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで) (午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
55 dB	50 dB	45 dB

エ 振動に係る基準

振動については、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成24年(2012年)3月23日静岡県条例第21号）に基づき、次の基準値以下とする。

基準値	
昼間 (午前8時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日午前8時まで)
65 dB	55 dB

オ 排出灰に係る基準（残骨灰・飛灰）

排出灰については、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」に基づき、次の目標値とする。

項目	目標値
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

カ 留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス、悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

16 所有権移転発注業務

市は、完成確認後、建築完了検査、引き渡し及び不動産登記に必要な手続き業務等を行う。事業者は、これに必要な支援をすること。

17 各種申請等発注業務

- ア 本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- イ 市が本事業を実施する上で必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

18 稼働準備発注業務

施設が供用開始後支障なく稼働するように、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。なお、これらに必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

19 その他施設整備上必要な業務

本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たす上で、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。

第3章 既存施設解体撤去発注業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・ 既存施設の解体設計発注業務
- ・ 既存施設の解体撤去工事発注業務
- ・ 廃棄物の処分発注業務
- ・ 跡地整備発注業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

既存斎場棟、既存駐車場の跡地に新斎場の建物を整備するため、新斎場の建設工事前に、既存斎場棟、既存駐車場の解体及び撤去を行う。

新斎場の供用開始後に、既存火葬棟を解体及び撤去すること。また、撤去工事と併せて跡地を駐車場等として整備を行う。

(2) 業務期間

業務期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。ただし、既存斎場棟の解体撤去工事は、令和6年（2024年）9月以降に着手すること。また、既存火葬棟の解体撤去工事は、新斎場の供用開始後に着手し、令和10年（2028年）6月末までに完了とすること。

具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

(3) 基本要件

- ア 解体設計発注業務の着工前及び業務期間中に提出する書類は、本要求水準書第2章の11「設計発注業務」に示す書類のうち解体設計業務に係るものとし、適切な時期に提出すること。
- イ 解体業務の着工前及び業務期間中に提出する書類は、本要求水準書第2章の12「建設工事発注業務」に示す書類のうち解体業務に係るものとし、適切な時期に提出すること。
- ウ 解体計画にあたっては、あらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って施工計画書及びリサイクル計画書を作成すること。
- エ 事業区域内に残存する備品、燃料、未処理汚水及び汚泥等も含めて、原則として全て解体・撤去及び処分を行うこと。なお、市にて一部、再利用するものがある場合は、この限りではない。市にて一部、再利用するものの有無については、設計期間中に協議を行い、決定すること。
- オ その他、本要求水準書第2章「施設整備発注業務要求水準」が示す水準を満たすこ

と。

(4) 設計図書の提出

事業者は、解体撤去工事の着手前に、次の既存建物等の解体撤去に係る設計図書を市に提出し、承諾を得ること。

・解体設計図	2部
・解体設計説明書	2部
・工事工程表	2部
・数量調書	2部
・工事費内訳明細書	2部
・諸官庁協議書、打合せ議事録	2部
・要求水準書等チェックリスト	2部

(5) 竣工図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の竣工図書を提出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。

・工事完了届	2部
・工事記録写真	2部
・竣工図（解体、杭等地中残留物の記録含む） （製本図2部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式1部）	一式
・完成検査調書（事業者によるもの）	2部
・完成写真	2部

なお、完成写真の著作権等については、本要求水準書第2章の12「建設工事発注業務」に示す要件と同様とする。

3 既存施設の解体設計発注業務

- ア 事業者は、既存建物等の解体・撤去工事にあたり、利用者、葬祭業者の利用及び周辺地域への影響に配慮した適切な工法選定と施工計画を踏まえた設計を行うこと。
- イ 解体・撤去工事に先立ち、目視や関係機関への照会等により事前調査が必要であれば適宜実施し、既存建物等の解体撤去に関する設計に反映させること。
- ウ 解体・撤去工事に伴い必要となる関係機関への申請等手続きについて、事前に把握し適切に手続きを行うこと。

4 既存施設の解体撤去発注業務

- ア 事業者は、現状を確認の上、「別紙11 既存施設平面図」を参照し、解体撤去を行うこと。
- イ 解体撤去は杭等地中残留物も対象とする。
- ウ 「別紙12 浜松斎場PCB含有調査結果」「別紙13 浜松斎場アスベスト含有調査結果」を確認した上で、PCB使用部分及びアスベスト使用部分については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分・処理を行うこと。また、「別紙13 浜松斎場アスベスト等含有調査結果」中で示している調査不可能であった箇所において、アスベスト等が確認された場合の対応については、市と事業者で協議して対応すること。
- エ 解体にあたっては、利用者、葬祭業者の利用及び周辺地域への影響に十分配慮すること。
- オ 厚生労働省労働基準局長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年（2001年）4月25日付基発第401号）で示した廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱等を参考に、ダイオキシン類の拡散防止に努めること。

5 廃棄物の処分発注業務

解体及び跡地整備によって発生した廃棄物は、関係法令等を遵守して適正に処理すること。

6 跡地整備発注業務

解体撤去と併せて跡地を駐車場等として整備すること。跡地整備の内容は事業者委ねるが、要求水準書に示す基準を満たす計画とすること。

第4章 維持管理業務要求水準（新斎場建設工事中）

1 事業者の業務範囲

- ・ 建築物・外構保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 建築設備保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 火葬炉保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・ 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

※ 建築物・外構保守管理業務、建築設備保守管理業務、火葬炉保守管理業務、環境衛生管理業務、残骨灰及び集じん灰の管理業務は、既存火葬棟を対象に実施するものとする。

※ 清掃業務、植栽維持管理業務、警備業務、備品等管理業務は、既存火葬棟、臨時待合棟、臨時駐車場を対象に実施するものとする。

2 基本要件

(1) 業務の概要

新斎場の建設工事中は、既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場について、本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、施設の維持管理を行い適切な状態を保持する。

(2) 業務期間

令和7年（2025年）4月1日から新斎場の供用開始までの期間とする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 仕様

- ア 事業者は、維持管理業務を遂行するにあたって、本要求水準書のほか、最新版の建築保全業務共通仕様書（以下、「建築保全業務共通仕様書」という。）にも準拠すること。
- イ 事業者は、各業務において適切な業務遂行が出来るよう、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスの提供を第一の達成目標とし

て「維持管理業務マニュアル」を策定することとし、方法や回数等の個々の業務仕様については、事業者の提案とする。また、「維持管理業務マニュアル」に基づく業務遂行のチェック体制を構築すること。

- ウ 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない。
- エ 事業者は、定期的に建物及び建築設備の診断を実施し、施設の機能維持に努めるとともに、自ら実施する業務について定期的にセルフモニタリングを実施し、業務水準の維持・改善を図ること。
- オ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とすること。
- カ 環境や品質に配慮した運営ができる仕組みを規格化した、環境ISO、品質ISOに配慮すること。

(4) 施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応

ア 既存火葬棟

- (ア) 点検（法定点検を含む。）及び保守等の実施は、あらかじめ市の承認を受けた「年間維持管理計画書」に従って実施するとともに、記録を行うこと。
- (イ) 既存火葬棟において、点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応すること。また、緊急時においては速やかに修繕等を実施し、支障のない状態に回復すること。（詳細は、次の「(5) 修繕・更新について」を参照のこと。）
- (ウ) 既存火葬棟において、事業者が建物及び各種設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者からこれらの不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合は、速やかに修繕を行うとともに、市に報告し、日報等に記録すること。なお、軽微なものについては、後日「月報」等の提出をもって報告に代えることができる。

イ 臨時待合棟・臨時駐車場

- (ア) 臨時待合棟・臨時駐車場において、事業者が建物及び各種設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者からこれらの不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合は、速やか市に報告し、日報等に記録すること。

(5) 修繕・更新について

- ア 修繕・更新業務は、既存火葬棟を対象とする。維持管理期間中、通常の使い方をして劣化、故障又は破損した（施設・設備機器を含む）際に、これにかかる費用は、修繕・補修の場合は、事業者が修繕方法を提案し市が承諾した上で、1件60万円未満のものは事業者負担、1件60万円以上のものは市と協議の上で対応すること。更新の場合については、市が行うものとする。

- イ 修繕にあたって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物の化学物質の削減に努めること。
- ウ 修繕等を行った場合、その箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。

(6) 実施体制

事業者は、次の責任者等による業務実施体制を定め、業務開始前に市に提出し、承諾を受けること。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

ア 総括責任者

- (ア) 事業者は、本事業の維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、市等との調整を行う「総括責任者」を定めること。なお、「総括責任者」は、下記の「維持管理業務責任者」又は本要求水準書第6章の2(3)「実施体制」に示す「運営業務責任者」のいずれかと兼務することができる。
- (イ) 「総括責任者」は、SPCもしくは主たる運営企業の正社員とすること。
- (ロ) 「総括責任者」は、本施設へ常駐するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。
- (ハ) 「総括責任者」は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とすること。

イ 維持管理業務責任者及び業務従事者

- (ア) 事業者は、維持管理業務全般の指示及び管理を行う「維持管理業務責任者」のほか、維持管理業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。
- (イ) 「維持管理業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- (ロ) 事業者は、業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を受けること。

(7) 維持管理計画及び報告

ア 提出書類

- (ア) 次に示す各種計画書・報告書・台帳等を作成し、市に提出すること。
- (イ) 運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

内容		作成	提出
全体	維持管理業務マニュアル	維持管理業務開始前	維持管理業務開始前
	備品台帳	市から引継ぎ	毎年

内容		作成	提出
	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	年度維持管理報告書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	市の求めに応じて
建築設備、 外構	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
火葬炉設備	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	市の求めに応じて
	日常点検記録	毎日	市の求めに応じて
	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内
	事故等報告書	事故等発生時	即時
清掃、植栽、 警備等	年間計画書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月

イ 「備品台帳」

- (7) 「備品台帳」は、市から引継ぎ、運用すること。
- (イ) 既存火葬棟及び臨時待合棟に設置されている市が所有する備品は、「備品台帳」による管理を行うこと。
- (ロ) 臨時待合棟に備え付けられている既存備品は、市が別途事業者を提供する「既存備品リスト」による管理を行うこと。

(8) モニタリングの実施

- ア 事業者は、自らが行う維持管理業務のサービス水準を維持・改善するよう、市が別途作成するモニタリング基本計画に基づき、セルフモニタリングを実施すること。
- イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ウ 事業者は、毎月の業務報告書において、モニタリング結果を市に報告すること。
- エ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、随

時立入検査等により確認を行うものとするが、確認の結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

(9) 保険

維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

(10) 用語の定義

用語	定義
竣工図書	本施設の竣工時の竣工図書をいう。
保全	建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽など本施設の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすることをいう。
運転	設備機器等を稼働させることをいう。
監視	設備機器等の状況を監視すること及び制御することをいう。
点検	建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
保守	建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取り替え等の軽微な作業をいう。
補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態にまで回復させることをいう。
修繕	建築物等の劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く。
更新	建築物等の劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えることをいう。
大規模修繕	下記のような計画的改修を行う必要性のある部材に対する大規模な修繕で、大規模に該当するかについては、市と協議するものとする。 建築：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。 電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。 機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕。 大規模修繕の該当例：屋根の防水シートの全面張り替え、電気設備における高圧機器や配線等更新、機械設備における空調機・冷暖房ユニット・配管等更新等。 参考図書：「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房官庁営繕部監修）

3 建築物・外構保守管理業務（既存火葬棟のみ）

- ア 施設の建築物（外構を含む）の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供、その他の業務が安全かつ快適に行われるよう、外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕等を実施すること。
- イ 官公署への届け出は必要に応じて事業者が行うこと。
- ウ 概ね次の項目について点検を実施すること。点検項目、点検回数等は事業者の提案とする。

項目	要求水準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・ルーフトレン、樋等が詰まっていないこと。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
建具 （内・外部）	<ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと。 ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 ・自動扉及びシャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。
天井・内装	<ul style="list-style-type: none"> ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。 ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、カビの発生がないこと。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、浮き、又は摩耗及び剥がれ等がないこと。 ・歩行及び火葬業務に支障がないこと。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと。
手摺等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ等がないこと。
構内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと。 ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと。
側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、欠け等がないこと。 ・落ち葉等で詰まっていないこと。
案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。

4 建築設備保守管理業務（既存火葬棟のみ）

- ア 設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気象の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- イ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供及び各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される設備及び備品等について、適切な維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕等を実施すること。なお、保守点検項目、保守点検回数等は事業者の提案とする。
- ウ 官公署への届け出は必要に応じて事業者が行うこと。

5 火葬炉保守管理業務（既存火葬棟のみ）

(1) 業務の実施

- ア 火葬業務が安全かつ快適に行われるよう、既存火葬棟に設置されている既存火葬炉設備について、性能及び機能を維持するため、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕等を実施すること。
- イ 既存火葬炉設備の修繕等が必要と思われる場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断し、1件60万円未満のものは事業者負担、1件60万円以上のものは市と協議の上で対応すること。
- ウ 火葬炉の運転においては、環境保全に配慮すること。また、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を踏まえて運転管理を行うこと。
- エ 特に、排ガス処理設備については、正常に機能するよう適切に管理すること。
- オ 市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。排ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。
 - (ア) 事業者は、市と協議の上、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領を作成するものとする。なお、測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠したものとする。
 - (イ) 毎年2回、排ガスの測定を行うこと。
 - (ロ) 毎年1回、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
 - (ハ) 測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度市が指定する。
 - (ニ) 測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定する。
 - (ホ) 周辺住民等から苦情が発生した場合には、市へ報告するとともに速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

(2) 管理記録の作成及び保管

- ア 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し、提出すること。

記録	市に提出	内容
運転日誌	求めに応じて	人体炉運転日誌、動物炉運転日誌、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録 等
点検記録 (日常)	求めに応じて	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、付帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表
点検記録 (定期)	実施後30日以内	
整備記録	実施後30日以内	定期点検整備記録、故障・補修記録
事故等報告書	事故発生時	事故等の記録

イ 運転日誌、点検記録、整備記録、事故等報告書は事業期間中保管すること。

(3) 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

6 清掃業務

(1) 既存火葬棟

- ア 施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、公共サービスが快適な環境のもとで行われるようにするため、清掃業務として日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に実施すること。
- イ 日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃を実施すること。なお、清掃項目、清掃回数等は事業者の提案とする。
- ウ 清掃業務を実施するにあたっては、利用者の妨げにならないよう行うこと。特に、火葬業務中は作業を控えることとし、やむを得ず行う場合は、服装や身だしなみに十分配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、利用者へ配慮すること。
- エ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- オ 業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JIS規格等）を用いること。
- カ 清掃業務によって発生した廃棄物は、事業者において適正な処理を行うこと。

(2) 臨時待合棟・臨時駐車場

- ア 施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、公共サービスが快適な環境のもとで行われるようにするため、清掃業務として日常清掃を適切に実施すること。
- イ 作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃を実施すること。なお、清掃項目、清掃回数等は事業者の提案とする。

- ウ 清掃業務を実施するにあたっては、利用者の妨げにならないよう行うこと。
- エ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- オ 業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JIS規格等）を用いること。
- カ 清掃業務によって発生した廃棄物は、事業者において適正な処理を行うこと。

7 植栽維持管理業務

(1) 既存火葬棟

- ア 敷地全体の植栽について、適切に保護・育成・処理し、安全上適切な状態に保つとともに、豊かで美しい環境を維持すること。
- イ 植物の形状、生育状況及び植物の病虫害等に対する点検並びに剪定、施肥及び病虫害防除のための消毒等の手入れを年間計画書に従い、適切な管理を実施すること。なお、植栽の維持管理項目、実施回数等は事業者の提案とする。
- ウ 敷地の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。
- エ 敷地内の落葉やゴミ等の撤去等を定期的に行うこと。
- オ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。

(2) 臨時待合棟・臨時駐車場

- ア 既存火葬棟と同様に実施すること。

8 警備業務

(1) 既存火葬棟

- ア 施設及び敷地全体において、風水害、落雷、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図るため、警備・監視を実施すること。
- イ 施設の開場時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ウ 施設の開場時は、人的警備を行うこと。施設及び利用者の安全等に十分配慮した警備計画を策定すること。
- エ 警備にあたっては、施設の開場時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。なお、警備を行う者について、専任の者を配置するかは事業者の判断とし、他業務従事職員との兼任も可とする。

(2) 臨時待合棟・臨時駐車場

ア 既存火葬棟と同様に実施すること。

9 環境衛生管理業務（既存火葬棟のみ）

ア 感染症の疑いのある遺体等を取扱う際には、火葬方法、感染症拡大防止のための措置等の感染症対策を適切に実施すること。

イ ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。

ウ 敷地内で害虫が発見された場合には、総合的有害生物管理（IPM）に基づき、生息調査を行い、その結果により害虫発生を防止するために必要な措置を講じること。なお、生息調査、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。

エ 業務に必要な薬品等は適正な管理を行うこと。

オ 業務項目、業務回数等は事業者の提案とする。

10 備品等管理業務

(1) 既存火葬棟

ア 既存火葬棟で使用される備品について、管理を確実に行うこと。なお、事業者が持ち込んだ事業者用備品については、本業務の対象外として事業者により適宜行うものとし、他の備品と区別して管理すること。

イ 備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに市と協議を行うこと。備品等の更新が必要な場合、取得価格が税込20,000円以上のものは市が更新し、税込20,000円以下のものについては事業者が更新すること。

ウ 更新した備品等についても、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を行うこと。

エ 各種備品について、年1回「備品台帳」（品名、規格、金額（単価）、数量等）を更新し、市に提出すること。

(2) 臨時待合棟・臨時駐車場

ア 臨時待合棟で使用される備品について、管理を確実に行うこと。なお、臨時待合棟に設置されている市が所有する備品と、臨時待合棟に備え付けられている既存備品は区別して管理すること。

イ 事業者が持ち込んだ事業者用備品については、本業務の対象外として事業者により適宜行うものとし、他の備品と区別して管理すること。

ウ 備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに市と協議を行うこと。備品等の更新が必要な場合、取得価格が税込20,000円以上のものは市が更新し、税込20,000円以下のものについては事業者が更新すること。

- エ 更新した備品等で市が所有する備品については、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を行うこと。
- オ 各種備品について、年1回、市が所有する備品は「備品台帳」（品名、規格、金額（単価）、数量等）を更新し、備え付けられている既存備品については「既存備品リスト」を更新し、市に提出すること。
- カ 自動体外式除細動器（AED）について、令和9年（2027年）3月までは市が配備するAEDを管理し、令和9年（2027年）4月以降は、事業者にて新規で設置すること。
- キ 自動体外式除細動器（AED）については、点検者を定め毎日点検し、必要な措置を行うこと。また、パットとバッテリーについては定期的に交換するとともに、自動体外式除細動器を使用したときは、パットを交換すること。

11 残骨灰及び集じん灰の管理業務（既存火葬棟のみ）

- ア 人体の残骨灰及び集じん灰については、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則り、市の搬出に支障がないよう適切に管理すること。
- イ 灰の搬出、最終処分は、市が行うものとするが、搬出の際は検収に立ち会うこと。

12 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務

- ア 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の維持管理にあたっては、事業者は、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、維持管理開始前までに、前任の管理者から業務に必要な事項等について引継ぎを行うこと。
- イ 引継ぎにあたっては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所や留意事項等について十分確認を行うとともに、施設の管理運営に必要な情報に遺漏がないよう留意すること。

13 その他維持管理上必要な業務

- その他維持管理において、事業者が必要と思われる業務がある場合は、市と協議を行い、適正に行うこと。

第5章 維持管理業務要求水準（新斎場供用開始後）

1 事業者の業務範囲

- ・ 建築物・外構保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・ 事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

新斎場の供用開始後は、新斎場（駐車場等の外構を含む）について、本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、施設の維持管理を行い適切な状態を保持する。

(2) 業務期間

新斎場の供用開始から事業期間終了までの間とする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 仕様

- ア 事業者は、維持管理業務を遂行するにあたって、本要求水準書のほか、建築保全業務共通仕様書にも準拠すること。
- イ 事業者は、各業務において適切な業務遂行が出来るよう、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスの提供を第一の達成目標として「維持管理業務マニュアル」を策定することとし、方法や回数等の個々の仕様については、事業者の提案とする。また、「維持管理業務マニュアル」に基づく業務遂行のチェック体制を構築すること。
- ウ 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない。事業者は、本施設の良好な状態を維持するため、事業期間中に予想される修理・交換ニーズをあらかじめ把握し、事業終了後の施設状況を想定した上で、維持管理・運営業務期間全体の「長期修繕

計画書」を作成し、効果的・効率的に修繕・更新を実施すること。

- エ 事業者は、定期的に建物及び建築設備の診断を実施し、施設の機能維持に努めるとともに、自ら実施する業務について定期的にセルフモニタリングを実施し、業務水準の維持・改善を図ること。
- オ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とすること。
- カ 環境や品質に配慮した運営ができる仕組みを規格化した、環境ISO、品質ISOに配慮すること。

(4) 施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応

- ア 点検（法定点検を含む。）及び保守等の実施は、あらかじめ市の承認を受けた「年間維持管理計画書」に従って実施するとともに、記録を行うこと。
- イ 点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応すること。また、緊急時においては速やかに修繕等を実施し、支障のない状態に回復すること。（詳細は、次の「(5) 修繕・更新について」を参照のこと。）
- ウ 事業者が建物及び各種設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者からこれらの不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合は、速やかに修繕を行うとともに、市に報告し、日報等に記録すること。なお、軽微なものについては、後日「月報」等の提出をもって報告に代えることができる。
- エ 事業者は、建築物・建築設備等の補修・不具合・修繕等を一元管理することができるよう「施設管理台帳」を整備・保管し、市の求めに応じて速やかに提出できるようにすること。

(5) 修繕・更新について

- ア 修繕・更新業務は、基本的に「長期修繕計画」に基づいて実施するものとし、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。
- イ 新斎場の維持管理期間中、通常の使い方をして、劣化、故障又は破損したもの（施設・設備機器を含む）に必要な修繕、更新等の方法は事業者の提案によるものとし、これにかかる費用は事業者の負担とする。
- ウ 修繕、更新等にあたって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物の化学物質の削減に努めること。
- エ 修繕・更新等を行った場合、その箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立ち会いによる確認を受けること。
- オ 修繕・更新等を行った内容を履歴として「施設管理台帳」に記録し、竣工図面等に反映すること。また、常に最新の設備等の状態がわかるように管理し、市の求めに応じて速やかに竣工図面等の書面を提出すること。

(6) 実施体制

新斎場の供用開始後における実施体制は、本要求水準書第4章の2(6)「実施体制」で定めた体制を継続してもよい。ただし、各責任者等を変更する場合は、業務実施体制を市に提出し、改めて承認を受けること。

ア 総括責任者

- (ア) 事業者は、本事業の維持管理・運營業務全般を総合的に把握し、市等との調整を行う「総括責任者」を定めること。なお、「総括責任者」は、下記の「維持管理業務責任者」又は本要求水準書第7章の2(3)「実施体制」に示す「運營業務責任者」のいずれかと兼務することができる。
- (イ) 「総括責任者」は、SPCもしくは主たる運営企業の正社員とすること。
- (ウ) 「総括責任者」は、本施設へ常駐するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。
- (エ) 「総括責任者」は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とすること。

イ 維持管理業務責任者及び業務従事者

- (ア) 事業者は、維持管理業務全般の指示及び管理を行う「維持管理業務責任者」のほか、維持管理業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。
- (イ) 「維持管理業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- (ウ) 事業者は、業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を受けること。

(7) 維持管理計画及び報告

ア 提出書類

- (ア) 次に示す各種計画書・報告書・台帳等を作成し、市に提出すること。
- (イ) 運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

内容		作成	提出
全体	維持管理業務マニュアル	維持管理業務開始前	維持管理業務開始前
	長期修繕計画書	維持管理業務開始前	維持管理業務開始前
	施設管理台帳、備品台帳	維持管理業務開始前	毎年
	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	年度維持管理報告書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと

内容		作成	提出
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	市の求めに応じて
	事業期間終了時の次期修繕提案書	事業期間終了前	事業期間終了前
建築設備、 外構	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
火葬炉設備	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	市の求めに応じて
	日常点検記録	毎日	市の求めに応じて
	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内
	事故等報告書	事故等発生時	即時
清掃、植栽、 警備等	年間計画書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月

イ 長期修繕計画書

- (7) 事業者は、事業期間中の「長期修繕計画書」を作成し、供用開始の2ヶ月前までに市に提出し、承認を受けること。具体的な修繕方法については、事業者が提案し、市が承諾するものとする。
- (イ) 「長期修繕計画書」は、事業期間のみならず、事業期間終了後に発生することが想定される修繕・更新等も含めて、ライフサイクルコストの低減が可能となるよう、予防保全の考え方を基本とする。
- (ウ) 「長期修繕計画書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものとする。
- (エ) 「長期修繕計画書」と修繕・更新業務に差異が発生する場合は、市と協議を行い、市の確認を得ること。
- (オ) 「長期修繕計画書」及び保守点検結果等による修繕・更新の結果、建築物、建築設備、火葬炉設備等を継続して使用可能な状態として事業を完了するとともに、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備等（火葬炉を除く）の修繕又は更新が必要とならない状態を確保するものとする。

(カ) 事業者は、「長期修繕計画書」について、施設の劣化状況等を踏まえ、供用開始後5年ごとに内容を更新し、市の承認を得ること。

ウ 「施設管理台帳」及び「備品台帳」

(ア) 事業者は、建築物・建築設備等の保守・不具合・修繕等の情報を一元管理することができるよう、本施設の「施設管理台帳」を作成して更新するとともに、市の求めに応じて速やかに提出できるようにすること。

(イ) 本施設の備品については、「備品台帳」による管理を行うこと。

(ロ) 「施設管理台帳」及び「備品台帳」は、事業期間にわたる全てのデータが容易に確認できるよう電子データとすること。

(エ) 補修・修繕・更新等において竣工図書に変更が生じた場合は、随時事業者において変更箇所を反映し、次の書類を作成すること。修正した図面等は、市の要請に応じて速やかに提出できるよう事業者にて保管すること。

a 竣工図への変更箇所の図示

b 工事内容

c 変更前、変更後の写真

(8) モニタリングの実施

ア 事業者は、自らが行う維持管理業務のサービス水準を維持・改善するよう、市が別途作成するモニタリング基本計画に基づき、セルフモニタリングを実施すること。

イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。

ウ 事業者は、毎月の業務報告書において、モニタリング結果を市に報告すること。

エ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、随時立入検査等により確認を行うものとするが、確認の結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

(9) 保険

維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

(10) 用語の定義

用語	定義
竣工図書	本施設の竣工時の竣工図書をいう。
保全	建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽など本施設の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすることをいう。
運転	設備機器等を稼働させることをいう。
監視	設備機器等の状況を監視すること及び制御することをいう。
点検	建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
保守	建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取り替え等の軽微な作業をいう。
補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態にまで回復させることをいう。
修繕	建築物等の劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く。
更新	建築物等の劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えることをいう。
大規模修繕	下記のような計画的改修を行う必要性のある部材に対する大規模な修繕で、大規模に該当するかについては、市と協議するものとする。 建築：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。 電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。 機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕。 大規模修繕の該当例：屋根の防水シートの全面張り替え、電気設備における高圧機器や配線等更新、機械設備における空調機・冷暖房ユニット・配管等更新等。 参考図書：「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房官庁営繕部監修）

3 建築物・外構保守管理業務

- ア 施設の建築物（外構、中沢子どもの森に設置した工作物）の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供、その他の業務が安全かつ快適に行われるよう、外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、更新等を実施すること。
- イ 官公署への届け出は必要に応じて事業者が行うこと。
- ウ 概ね次の項目について点検を実施すること。点検項目、点検回数等は事業者の提

案とする。

項目	要求水準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
建具 (内・外部)	<ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと。 ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 ・自動扉及びシャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。
天井・内装	<ul style="list-style-type: none"> ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。 ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、カビの発生がないこと。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、浮き、又は摩耗及び剥がれ等がないこと。 ・歩行及び火葬業務に支障がないこと。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと。
手摺等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ等がないこと。
駐車場、 構内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと。 ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと。
側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、欠け等がないこと。 ・落ち葉等で詰まっていないこと。
案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。

エ 建物等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において竣工図書等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

4 建築設備保守管理業務

ア 設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気象の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、各種設備を適正な操作

によって効率よく運転・監視すること。

- イ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供及び各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される設備及び備品等について、適切な維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。なお、保守点検項目、保守点検回数等は事業者の提案とする。
- ウ 官公署への届け出は必要に応じて事業者が行うこと。
- エ 建築設備等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において竣工図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

5 火葬炉保守管理業務

(1) 業務の実施

- ア 火葬業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される火葬炉設備について、性能及び機能を維持するため、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- イ 修繕等が必要と思われる場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。
- ウ 公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、本要求水準書第2章の15「環境保全対策発注業務」に基づき実施すること。
- エ 特に、排ガス処理設備については、正常に機能するよう適切に管理すること。

(2) 管理記録の作成及び保管

- ア 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し、提出すること。

記録	市に提出	内容
運転日誌	求めに応じて	人体炉運転日誌、動物炉運転日誌、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録 等
点検記録 (日常)	求めに応じて	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、付帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表
点検記録 (定期)	実施後30日以内	
整備記録	実施後30日以内	定期点検整備記録、故障・補修記録
事故等報告書	事故発生時	事故等の記録

- イ 運転日誌、点検記録、整備記録、事故等報告書は事業期間中保管すること。

(3) 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

6 清掃業務

- ア 施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、公共サービスが快適な環境のもとで行われるようにするため清掃業務を適切に実施すること。
- イ 日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃を実施すること。なお、清掃項目、清掃回数等は事業者の提案とする。
- ウ 清掃業務を実施するにあたっては、利用者の妨げにならないよう行うこと。特に、火葬業務中は作業を控えることとし、やむを得ず行う場合は、服装や身だしなみに十分配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、利用者へ配慮すること。
- エ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- オ 業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JIS規格等）を用いること。
- カ 清掃業務によって発生した廃棄物は、事業者において適正な処理を行うこと。

7 植栽維持管理業務

- ア 敷地全体の植栽について、適切に保護・育成・処理し、安全上適切な状態に保つとともに、豊かで美しい環境を維持すること。
- イ 植物の形状、生育状況及び植物の病虫害等に対する点検並びに剪定、施肥及び病虫害防除のための消毒等の手入れを年間計画書に従い、適切な管理を実施すること。なお、植栽の維持管理項目、実施回数等は事業者の提案とする。
- ウ 敷地の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。
- エ 敷地内の落葉やゴミ等の撤去等を定期的に行うこと。
- オ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。
- カ 植栽の維持管理により、竣工図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

8 警備業務

- ア 施設及び敷地全体において、風水害、落雷、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図るため、警備・監視を実施すること。
- イ 施設の開場時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。

- ウ 開場時は人的警備、閉場時は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。施設及び利用者の安全等に十分配慮した警備計画を策定すること。
- エ 人的警備にあたっては、施設の開場時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。なお、警備を行う者について、専任の者を配置するかは事業者の判断とし、他業務従事職員との兼任も可とする。
- オ 機械警備については、機械監視装置により不審者の侵入や施設の異常を監視し、異常等の発生に際して速やかに現場に急行し、現状の確認、関係機関への通報連絡等を行える体制を整えること。

9 環境衛生管理業務

- ア 感染症の疑いのある遺体等を取扱う際には、火葬方法、感染症拡大防止のための措置等の感染症対策を適切に実施すること。
- イ ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。
- ウ 敷地内で害虫が発見された場合には、総合的有害生物管理（IPM）に基づき、生息調査を行い、その結果により害虫発生を防止するために必要な措置を講じること。なお、生息調査、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- エ 業務に必要な薬品等は適正な管理を行うこと。
- オ 業務項目、業務回数等は事業者の提案とする。

10 備品等管理業務

- ア 施設で使用される備品について、備品の補充及び管理を確実に行うこと。なお、事業者が持ち込んだ事業者用備品については、本業務の対象外として事業者により適宜行うものとし、他の備品と区別して管理すること。
- イ 備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕もしくは更新を行うこと。また、市が劣化や汚れ等が著しいと判断し、改善を求める備品等についても、同様とする。
- ウ 更新した備品等についても、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を行うこと。
- エ その他、必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。
- オ 各種備品について、年1回「備品台帳」（品名、規格、金額（単価）、数量等）を更新し、市に提出すること。
- カ 自動体外式除細動器（AED）を設置し、点検者を定め毎日点検し、緊急時に使用できるよう、必要な措置を行うこと。また、パットとバッテリーについては定期的

に交換するとともに、自動体外式除細動器を使用したときは、パットを交換すること。

- キ 事業期間終了後1年以内において、備品の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、明渡し時の状態について事前に市と協議を行うこと。
- ク 事業者用備品については、事業者にて引き取りを行うこと。

11 残骨灰及び集じん灰の管理業務

- ア 人体の残骨灰及び集じん灰については、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則り、市の搬出に支障がないよう適切に管理すること。
- イ 灰の搬出、最終処分は、市が行うものとするが、搬出の際は検収に立ち会うこと。

12 事業期間終了時の引継ぎ業務

事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築設備等（火葬炉設備を除く）の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、事業期間終了前の概ね3年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。

(1) 市による確認事項

市は、事業期間終了時に、新斎場について、次の点を検査する予定である。市の検査により不適合と認められた場合は、事業者の責任により事業終了までに速やかに修繕等を実施すること。

部位	検査内容
本施設の建築本体	<ul style="list-style-type: none">・ 構造上有害な鉄骨の錆・傷等・ 接合部のボルトのゆるみ等・ 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等・ 屋根、外壁等からの雨水等の浸入状況
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 配管の腐食、錆こぶ等の状況、継ぎ手の損傷等・ 配管の水圧、気密等・ その他建築設備・備品等が要求水準、事業者の提案書を満たしているか。

(2) 引継ぎに関する協議及び支援

市は、事業期間終了後に後任の管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本施設の引渡しに必要な事項について、事業期間終了の約3年前か

ら事業者と協議を開始する。

また、事業者は、予防保全を踏まえた業務期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの縮減が可能となるよう、計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うこと。

【引継協議にかかる提出書類】

提出書類	記載内容
建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び諸施設、外構、植栽など本施設の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。
修繕記録報告書	事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、竣工図に図示すること。
施設管理台帳	事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。
備品台帳	事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。
次期修繕提案書	事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。
引継マニュアル	運営・維持管理業務の承継に必要な事項を記載すること。

- ア 「次期修繕提案書」は、市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、次の内容を含むものとする。
- (ア) 建築物等の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものであること。
 - (イ) 修繕・更新が必要な場所の修繕履歴を示すとともに、消耗具合を具体的に示すものであること。
 - (ウ) 特殊機材（製造中止による入手困難等）を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば表示すること。
 - (エ) その他、事業期間終了時点で発生している不具合について報告書にまとめること。
- イ 事業期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて市に提出すること。
- ウ 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期

間終了の6ヶ月前までに作成し、市に提出すること。

- エ 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引継ぎ先からの問い合わせ等に対応すること。

13 その他維持管理上必要な業務

その他維持管理において、事業者が必要と思われる業務がある場合は、市と協議を行い、適正に行うこと。

第6章 運營業務要求水準（新斎場建設工事中）

1 事業者の業務範囲

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・胞衣等火葬業務
- ・ 臨時待合棟関連業務
- ・ 使用料収納代行業務
- ・ 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・ その他運営上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

新斎場の建設工事中は、工事計画と十分連携し、利用者の安全を確保した上で、既存火葬棟、臨時待合棟について、本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、施設を経済的、効率的、効果的かつ円滑に運営する。また、利用者の利便性と心情に配慮した公共サービスの提供を行う。

(2) 業務期間

令和7年（2025年）4月1日から新斎場の供用開始までの期間とする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 実施体制

事業者は、次の責任者等による業務実施体制を定め、業務開始前に市に提出し、承諾を受ける。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

ア 総括責任者

- (ア) 事業者は、本要求水準書第4章の2(6)アに示す「総括責任者」を定めること。なお、「総括責任者」は、下記の「運營業務責任者」又は本要求水準書第4章の2(6)イに示す「維持管理業務責任者」のいずれかと兼務することができる。

イ 運營業務責任者及び業務従事者

- (イ) 事業者は、運營業務全般の指示及び管理を行う「運營業務責任者」のほか、運營業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。
- (イ) 「運營業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

- (ウ) 事業者は、業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ市の承諾を受けること。

(4) 運営計画及び報告

- ア 次に示す各種計画書・報告書を作成し市に提出すること。
 イ 業務日誌、報告書は事業期間中保管すること。
 ウ 年間運営計画には、工事状況に応じた利用者の案内、誘導計画を含むこと。

内容		作成	提出
運営	運営業務マニュアル	運営業務開始前	運営業務開始前
	火葬炉運転マニュアル	運営業務開始前	運営業務開始前
	年間運営計画書	毎年	毎年
	年度事業報告書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日誌	毎日	市の求めに応じて

(5) 全体要件

- ア 運営業務は、あらかじめ市の承認を受けた「年間運営計画書」に従って実施すること。
 イ 施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
 ウ 利用者の心情に配慮し、適切な運営を行えるよう、職員教育を実施すること。
 エ 運営業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服、態度、言動など細心の注意を払い厳粛に業務に取り組むこと。
 オ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、すべて事業者の負担とする。
 カ 施設の運営にあたっては、墓地、埋葬等に関する法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
 キ 業務の実施に必要な電気、水道及び燃料（ガス・灯油等）は、計画的に節約に努めること。
 ク 業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、焼骨の取り違い事故が発生しないよう充分配慮すること。

(6) モニタリングの実施

- ア 事業者は、自らが行う運営業務のサービス水準を維持・改善するよう、市が別途作成するモニタリング基本計画に基づき、セルフモニタリングを実施すること。

- イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ウ 事業者は、毎月の業務報告書において、モニタリング結果を市に報告すること。
- エ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、市が必要と認める場合は立入検査等により確認を行う。事業者は、市が実施するモニタリングに協力すること。

(7) 運営会議等

市と事業者は、四半期に1回程度定例会議を行い、業務報告及び意見交換を行うこと。事業者は、総括責任者、運営業務責任者及び維持管理業務責任者の他、市の求めに応じて関係者を出席させること。

(8) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ア 事業者は、業務を実施するにあたって知り得た利用者等の個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。
- イ 業務に従事する者、又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。

(9) 保険

事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

3 施設の運営概要

(1) 開場日及び休場日

休場日は、友引の日、1月1日とする。

(2) 開場時間

条例により定める。

(3) 使用料

条例により定める。

(4) 火葬件数

- ア 最大24件/日で火葬することを想定している。
- イ 事業者は、最大火葬件数に対応できるよう、臨時待合棟の利用も踏まえた火葬の

タイムスケジュールを設定するとともに、火葬件数に応じ必要な施設職員を配置し、適切に業務を実施すること。

4 予約受付業務

- ア 施設の予約受付は、市が現在運営している「浜松市火葬予約システム」を用いて、予約の受付と管理を行うこと。
- イ 予約情報を活用し、斎場の運営を円滑に行えるよう工夫すること。
- ウ 受付にあたっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。
- エ メンテナンス等で受け入れ体数を制限する場合は、事前に市と協議すること。
- オ 動物炉の予約については不要とし、受付時間は午前9時から午後3時までとする。

5 利用者受付業務

- ア 霊柩車や利用者等の車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。特に、臨時駐車場への案内は確実にすること。
- イ 臨時待合棟と既存火葬棟を移動する利用者を適切に案内すること。
- ウ 動物の火葬受付は、一般の火葬受付とは別に受付を行い、利用者の動線は分かりやすいものとする。
- エ 柩運搬車を準備し、霊柩車等の出迎えを行うこと。
- オ 利用者から火葬許可証及び斎場利用許可書を受領し、内容を確認すること。
- カ ペット類及び胎盤等の火葬の利用者へ利用を許可する際に、使用料を徴収すること。
- キ 火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者に返却すること。
- ク 事業者及び関係者が、利用者、葬祭業者等から心づけを受領することは固く禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等金品も含む。

6 火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）

(1) 告別業務

- ア 告別に必要な物品等は支障のないよう事前に準備しておくこと。
- イ 施設利用者の心情に配慮して、柩は大切に扱うこと。特に、柩を霊柩車から柩運搬車に載せかえる際には、慎重に対応すること。
- ウ 柩運搬車に載せかえた後、利用者を炉前ホールに案内し、告別の準備を行うこと。
- エ 遺族に対し、名前の確認を行い告別の案内をすること。
- オ 祭事が終わったら、柩の入炉見送りの案内をすること。
- カ 火葬業務の進行状況に支障のないよう、施設利用者や葬祭業者等の理解を得て告

別が円滑に終了するよう努めること。

キ 告別終了後、入炉作業に移行すること。

(2) 炉前業務

ア 柩を火葬炉に納める最後のお別れとなるため、遺族に対し、態度や言動などに細心の注意を払いながら、業務を遂行すること。

イ 利用者が交錯しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。

ウ 炉前での告別終了後、遺族に名前を確認した後、入炉すること。

エ 入炉時及び出炉時等、利用者の安全に配慮すること。

オ 利用者に収骨予定時間等の説明を行い、臨時待合棟へ適切に案内すること。

(3) 収骨業務

ア 焼骨の取り違えが発生しないよう万全の体制をとり、炉の表示板と故人の氏名を確認するなど、細心の注意を払うこと。

イ 厳粛な雰囲気が求められることを考慮し、服装、態度、言動等、細心の注意を払うこと。

ウ 火葬終了後、利用者を収骨室へ案内し、収骨の方法を説明すること。

エ 収骨後の残滓については、利用者の同意を得た上で、適正に保管すること。

オ 利用者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。

カ 収骨終了後、利用者を収骨室から退室するよう案内すること。

キ 利用者の退室後、収骨室の清掃を行うこと。

7 火葬炉運転業務

ア 遺族の心情や遺体の尊厳に配慮の上業務を行うこと。

イ 事業者は火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行うこと。もしくは、前任の運営者が作成した既存火葬棟の火葬炉運転マニュアルに従い行うことも可とする。

ウ 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。

エ 火葬時間が予定時間を超える場合には、利用者に丁寧に火葬状況の説明をすること。

オ 所要時間は台車移動等も含め、告別15分、火葬・冷却75分、収骨15分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。

- カ 火葬機器類の稼働状態については、火葬従業者全員が共有して操作すること。
- キ 機器故障などが発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、原因追跡を行い、安全を最優先した上で火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ク 火葬炉の運転については、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守した上で、更に一層の削減に努力すること。
- ケ 死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。

8 動物・胞衣等火葬業務

- ア 動物の火葬は、一般の利用者とは別に受付を行い、動物火葬炉まで適切に案内すること。
- イ 動物・胞衣等に係る斎場の使用について、申請受付及び許可、火葬を行うこと。ただし、合同火葬とし、遺体火葬に支障のない範囲で適宜、火葬・焼却すること。
- ウ 動物については、収骨は行わない。なお、利用者に対しては収骨が行えない旨をあらかじめ了承を得るものとする。
- エ 手術肢体、胞衣等に関しては、収骨を希望する場合は、事前予約が必要なことを説明の上、動物炉ではなく人体炉で火葬を行うこと。

9 臨時待合棟関連業務

(1) 臨時待合棟への誘導

- ア 既存火葬棟から臨時斎場棟までの移動中における利用者の安全性を確保し、適切な誘導を行うこと。

(2) 臨時待合棟の運営

- ア 臨時待合棟について、待合室の割り振り、案内を行うこと。
- イ 地域の風習を考慮し、待合室では、利用者が飲食できるものとする。その際、ごみは利用者に持ち帰っていただくようにすること。
- ウ 利用者、その他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。
- エ 既存斎場棟及び既存駐車場の解体工事開始から新たに整備する駐車場の供用を開始するまでの期間における駐車場は、「別紙14 臨時待合棟の待合室配置案」に示す臨時駐車場を利用すること。

10 使用料収納代行業務

- ア 受付窓口において、ペット類及び胎盤等の火葬の申請を受け、使用料として、条例により定めた金額を徴収し、利用を許可すること。
- イ 徴収した使用料は、特別な事情がない限り、当日又は翌日に現金引継簿にその現

金及び納付書を添えて、市が指定する金融機関に入金すること。

ウ 使用料収納代行業務を第三者に委託することはできない。

11 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務

ア 既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の運営にあたっては、事業者は、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、運営開始前までに、前任者から業務に必要な事項等についての引継ぎを行うこと。

イ 引継ぎにあたっては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所や留意事項等について十分確認を行うとともに、施設の管理運営に必要な情報に遺漏がないよう留意すること。

ウ 臨時待合棟においては、災害時の避難経路の確認、利用者の誘導等の訓練も行うこと。

12 その他運営上必要な業務

(1) 勤務管理

ア 運営業務に適した実施体制及び人員配置とすること。また、非常時の運営体制についても構築すること。

イ 職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。

ウ サービスの質を確保するため、「運営業務マニュアル」を作成するとともに、定期的に職員教育・研修を実施すること。

エ 必要に応じ、「運営業務マニュアル」の定期的な見直しを行うこと。

(2) 庶務・広報

ア 業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。

イ 副葬品を抑制するため、利用者・葬祭業者への啓発を行うこと。

ウ 急病人への対応に必要な自動体外式除細動器（AED）やベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。

(3) 各種資料の作成・保管及び問合せへの対応

ア 関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を施設に備え付けること。なお、市の要求に応じて、事業者はこれらの図面、資料等を市へ提出すること。

イ 「浜松市火葬予約システム」上で火葬台帳を作成し、保管すること。

ウ 「墓地、埋葬等に関する法律」による「火葬状況の報告」を作成し、提出を行うこと。

エ その他、市が提出を求めた資料の作成をすること。

(4) 大規模災害時の対応

ア 市が被災した場合

- (ア) 大規模災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、その都度市との協議の上、受付時間、利用時間等を延長し対応できるようにすること。
- (イ) 施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を市に報告すること。
- (ウ) 本対応に要する費用は、市の負担とする。

イ 近隣市町村が被災した場合

- (ア) 大規模災害により、近隣市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、市が近隣市町村の火葬を行う必要があると認めた場合は、その都度市との協議の上、受付時間、利用時間等を延長し対応できるようにすること。
- (イ) 本対応に要する費用は、市の負担とする。

(5) 市が開催する会議への参加

- ア 市が開催する斎場運営に関する会議（葬祭事業者連絡会義、浜松市火葬予約システム運用者会議など）について、市から要請があった場合は、出席すること。

第7章 運營業務要求水準（新斎場供用開始後）

1 事業者の業務範囲

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務
- ・待合室関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

新斎場の供用開始後は、新斎場について、本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、施設を経済的、効率的、効果的かつ円滑に運営する。また、利用者の利便性と心情に配慮した公共サービスの提供を行う。

(2) 業務期間

新斎場の供用開始から事業期間終了までの間とする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 実施体制

新斎場の供用開始後における実施体制は、本要求水準書第6章の2(3)「実施体制」で定めた体制を継続してもよい。ただし、各責任者等を変更する場合は、業務実施体制を市に提出し、改めて承認を受けること。

ア 総括責任者

- (ア) 事業者は、本要求水準書第5章の2(6)アに示す「総括責任者」を定めること。なお、「総括責任者」は、下記の「運營業務責任者」又は本要求水準書第5章の2(6)イに示す「維持管理業務責任者」のいずれかと兼務することができる。

イ 運營業務責任者及び業務従事者

- (イ) 事業者は、運營業務全般の指示及び管理を行う「運營業務責任者」のほか、運營業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。
- (イ) 「運營業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

- (ウ) 事業者は、業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ市の承諾を受けること。

(4) 運営計画及び報告

- ア 次に示す各種計画書・報告書を作成し市に提出すること。
イ 業務日誌、報告書は事業期間中保管すること。

内容		作成	提出
運営	運営業務マニュアル	運営業務開始前	運営業務開始前
	火葬炉運転マニュアル	運営業務開始前	運営業務開始前
	長期運営計画書	運営業務開始前	運営業務開始前
	年間運営計画書	毎年	毎年
	年度事業報告書	毎年	毎年
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日誌	毎日	市の求めに応じて
物品販売*	業務計画書	毎年	毎年
	実績報告書	毎年	毎年

※物品販売に関する詳細は、本要求水準書第7章の14（1）「利用者の利便性向上に資する取り組み」を参照のこと。

(5) 全体要件

- ア 運営業務は、あらかじめ市の承認を受けた「年間運営計画書」に従って実施すること。
イ 施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
ウ 利用者の心情に配慮し、適切な運営を行えるよう、職員教育を実施すること。
エ 運営業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服、態度、言動など細心の注意を払い厳粛に業務に取り組むこと。
オ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、すべて事業者の負担とすること。
カ 施設の運営にあたっては、墓地、埋葬等に関する法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
キ 業務の実施に必要な電気、水道及び燃料（ガス・灯油等）は、計画的に節約に努めること。
ク 業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、焼骨の取り違い事故が発生しないよう

充分配慮すること。

(6) モニタリングの実施

- ア 事業者は、自らが行う運營業務のサービス水準を維持・改善するよう、市が別途作成するモニタリング基本計画に基づき、セルフモニタリングを実施すること。
- イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ウ 事業者は、毎月の業務報告書において、モニタリング結果を市に報告すること。
- エ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、市が必要と認める場合は立入検査等により確認を行う。事業者は、市が実施するモニタリングに協力すること。

(7) 運営会議等

市と事業者は、四半期に1回程度、定例会議を行い、業務報告及び意見交換を行うこと。事業者は、総括責任者、運營業務責任者及び維持管理業務責任者の他、市の求めに応じて関係者を出席させること。

(8) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ア 事業者は、業務を実施するにあたって知り得た利用者等の個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。
- イ 業務に従事する者、又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。

(9) 保険

事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

3 施設の運営概要

(1) 開場日及び休場日

休場日は、友引の日、1月1日とする。

(2) 開場時間

条例により定める。

(3) 使用料

条例により定める。

(4) 火葬件数

- ア 最大16件/日で火葬をすることを想定している。
- イ 事業者は、最大火葬件数に対応できるよう、待合室の利用も踏まえた火葬のタイムスケジュールを設定するとともに、火葬件数に応じ必要な施設職員を配置し、適切に業務を実施すること。

4 予約受付業務

- ア 施設の予約受付は、市が現在運営している「浜松市火葬予約システム」を用いて、予約の受付と管理を行うこと。
- イ 予約情報を活用し、斎場の運営を円滑に行えるよう工夫すること。
- ウ 受付にあたっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。
- エ メンテナンス等で受け入れ体数を制限する場合は、事前に市と協議すること。
- オ 動物炉の予約については不要とし、受付時間は午前9時から午後3時までとする。

5 利用者受付業務

- ア 霊柩車や利用者等の車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。
- イ 動物の火葬受付は、一般の火葬受付と別に受付を行い、利用者の動線は分かりやすいものとする。
- ウ 柩運搬車を準備し、霊柩車等の出迎えを行うこと。
- エ 利用者から火葬許可証及び斎場利用許可書を受領し、内容を確認すること。
- オ ペット類及び胎盤等の火葬の利用者へ利用を許可する際に、使用料を徴収すること。
- カ 火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者に返却すること。
- キ 事業者及び関係者が、利用者、葬祭業者等から心づけを受領することは固く禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等金品も含む。

6 火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）

(1) 告別業務

- ア 告別に必要な物品等は支障のないよう事前に準備しておくこと。
- イ 施設利用者の心情に配慮して、柩は大切に扱うこと。特に、柩を霊柩車から柩運搬車に載せかえる際には、慎重に対応すること。
- ウ 柩運搬車に載せかえた後、利用者を告別収骨室に案内し、告別の準備を行うこと。

- エ 遺族に対し、名前の確認を行い告別の案内をすること。
- オ 祭事が終わったら、柩の入炉見送りの案内をすること。
- カ 火葬業務の進行状況に支障のないよう、施設利用者や葬祭業者等の理解を得て告別が円滑に終了するよう努めること。
- キ 告別終了後、入炉作業に移行すること。

(2) 炉前業務

- ア 柩を火葬炉に納める最後のお別れとなるため、遺族に対し、態度や言動などに細心の注意を払いながら、業務を遂行すること。
- イ 利用者が交錯しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。
- ウ 告別終了後、炉前へ柩を移動し、遺族に名前を確認した後、入炉すること。
- エ 入炉時及び出炉時等、利用者の安全に配慮すること。
- オ 利用者に収骨予定時間等の説明を行い、待合室等へ案内すること。

(3) 収骨業務

- ア 焼骨の取り違えが発生しないよう万全の体制をとり、炉の表示板と故人の氏名を確認するなど、細心の注意を払うこと。
- イ 厳粛な雰囲気が求められることを考慮し、服装、態度、言動等、細心の注意を払うこと。
- ウ 火葬終了後、利用者を告別収骨室へ案内し、収骨の方法を説明すること。
- エ 収骨後の残滓については、利用者の同意を得た上で、適正に保管すること。
- オ 利用者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。
- カ 収骨終了後、利用者を告別収骨室から退室するよう案内すること。
- キ 利用者の退室後、告別収骨室の清掃を行うこと。

7 火葬炉運転業務

- ア 遺族の心情や遺体の尊厳に配慮の上業務を行うこと。
- イ 事業者は火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行うこと。
- ウ 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- エ 火葬時間が予定時間を超える場合には、利用者に丁寧に火葬状況の説明をすること。

- オ 所要時間は台車移動等も含め、告別15分、火葬・冷却75分、収骨15分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- カ 火葬機器類の稼働状態については、火葬従業者全員が共有して操作すること。
- キ 機器故障などが発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、原因追跡を行い、安全を最優先した上で火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ク 火葬炉の運転については、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守した上で、更に一層の削減に努力すること。
- ケ 死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。

8 動物・胞衣等火葬業務

- ア 動物の火葬は、一般の利用者とは別に受付を行い、動物火葬炉まで適切に案内すること。
- イ 動物・胞衣等に係る斎場の使用について、申請受付及び許可、火葬を行うこと。ただし、合同火葬とし、遺体火葬に支障のない範囲で適宜、火葬・焼却すること。
- ウ 動物については、収骨は行わない。なお、利用者に対しては収骨が行えない旨をあらかじめ了承を得るものとする。
- エ 手術肢体、胞衣等に関しては、収骨を希望する場合は、事前予約が必要なことを説明の上、動物炉ではなく人体炉で火葬を行うこと。

9 待合室関連業務

- ア 待合室の割り振り、案内を行うこと。
- イ 地域の風習を考慮し、待合室では、利用者が飲食できるものとする。その際、ごみは利用者を持ち帰っていただくようにすること。
- ウ 利用者、その他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。

10 使用料収納代行業務

- ア 受付窓口において、ペット類及び胎盤等の火葬の申請を受け、使用料として、条例により定めた金額を徴収し、利用を許可すること。
- イ 徴収した使用料は、特別な事情がない限り、当日又は翌日に現金引継簿にその現金及び納付書を添えて、市が指定する金融機関に入金すること。
- ウ 使用料収納代行業務を第三者に委託することはできない。

11 事業期間終了時の引継ぎ業務

- ア 事業者は、事業期間終了時、後任者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

- イ 市は、業務の引継ぎに必要な事項について、事業期間終了のおおむね3年前から事業者と協議を開始する。
- ウ 引継ぎについては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく後任者へ提供する等、引継ぎに遺漏のないよう留意すること。

12 その他運営上必要な業務

(1) 利用者の利便性向上に資する取り組み

- ア 事業者提案により、利用者の利便性向上に資する取り組みを行うこと。本業務の内容は、事業者の提案とするが、自動販売機の運営は必須事項として、提案の1つに含めること。
- イ 提案内容は、効率的かつ施設の円滑な運営を妨げないよう十分配慮した計画とすること。
- ウ 自動販売機（事業者提案により売店を設置する場合も含む）の販売物の価格は、一般的な市場価格を参考とし、適正な価格設定とすること。
- エ 自販機等の物品販売による売上金は、事業者に帰属するものとする。

(2) 勤務管理

- ア 運営業務に適した実施体制及び人員配置とすること。また、非常時の運営体制についても構築すること。
- イ 職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- ウ サービスの質を確保するため、「運営業務マニュアル」を作成するとともに、定期的に職員教育・研修を実施すること。
- エ 必要に応じ、「運営業務マニュアル」の定期的な見直しを行うこと。

(3) 庶務・広報

- ア 業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。
- イ 施設の広報及び情報提供のために、パンフレット等の施設案内資料を作成し、市民及び利用者に対し配布等の対応を行うこと。パンフレットの内容、部数及び納期については市と協議を行い、決定すること。なお、ホームページについては市が作成する。
- ウ 副葬品を抑制するため、利用者・葬祭業者への啓発を行うこと。
- エ 急病人への対応に必要な自動体外式除細動器（AED）やベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。

(4) 各種資料の作成・保管及び問合せへの対応

- ア 関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を施設に備え付けること。なお、市の要求に応じて、事業者はこれらの図面、資料等を市へ提出すること。
- イ 「浜松市火葬予約システム」上で火葬台帳を作成し、保管すること。
- ウ 「墓地、埋葬等に関する法律」による「火葬状況の報告」を作成し、提出を行うこと。
- エ その他、市が提出を求めた資料の作成をすること。

(5) 大規模災害時の対応

ア 市が被災した場合

- (ア) 大規模災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、受付時間、利用時間等を延長し、1日あたり12時間対応できるようにすること。
- (イ) 施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を市に報告すること。
- (ウ) 本対応に要する費用は、市の負担とすること。

イ 近隣市町村が被災した場合

- (ア) 大規模災害により、近隣市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、市が近隣市町村の火葬を行う必要があると認めた場合は、受付時間、利用時間等を延長し、1日あたり12時間対応できるようにすること。
- (イ) 本対応に要する費用は、市の負担とすること。

(6) 利用方法説明会、内覧会の開催

- ア 新斎場の利用方法について市職員及び葬祭業者へ説明会を開催すること。
- イ 新斎場完成後供用開始までに内覧会を開催すること。

(7) 市が開催する会議への参加

- ア 市が開催する斎場運営に関する会議（葬祭事業者連絡会義、浜松市火葬予約システム運用者会議など）について、市から要請があった場合は、出席すること。

浜松市 市民部 市民生活課

住 所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

電 話 : 053-457-2026 FAX : 053-452-0291

E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

U R L : <https://city.hamamatsu.shizuoka.jp/>